

吹田市商工振興ビジョン2035

Suita City Vision for Commerce and Industry 2035

Suita City

目次

第1章 ビジョンの策定にあたって

- 1 ビジョン策定の趣旨と背景…………… 1
- 2 ビジョンの計画期間…………… 2
- 3 ビジョンの位置付け…………… 2

第2章 本市産業の現状と社会経済動向

- 1 統計からみた本市産業の現状と特徴…………… 3
- 2 社会経済動向の変化と潮流…………… 20

第3章 「吹田市商工振興ビジョン2025」の評価検証

- 基本方針Ⅰ 地域経済の新たな担い手の創出…………… 23
- 基本方針Ⅱ 地域に根付いた産業集積の維持及び拡大…………… 23
- 基本方針Ⅲ 地域経済を支える中小企業者の育成…………… 24
- 基本方針Ⅳ 地域に根付いた魅力ある商業地づくり…………… 24
- 基本方針Ⅴ 地域における事業活動の活性化に向けた環境整備…………… 25

第4章 ビジョンの基本的な考え方

- 1 基本理念及び基本方針…………… 27
- 2 施策の体系…………… 30

第5章 施策の展開

- 基本方針Ⅰ 創業促進とイノベーション創出…………… 31
- 基本方針Ⅱ 企業間ネットワークの形成・拡大…………… 37
- 基本方針Ⅲ 中小企業者の育成…………… 42
- 基本方針Ⅳ 商業地の活性化…………… 48

第6章 ビジョンの実現に向けて

- 1 ビジョンの推進体制等…………… 55
- 2 制度の活用促進…………… 56
- 3 進捗管理…………… 56
- 4 中間見直し…………… 56

資料編

- 1 吹田市産業振興条例…………… 57
- 2 ビジョンの策定経過…………… 60
- 3 吹田市商工振興ビジョン策定専門部会委員名簿…………… 61
- 4 用語解説…………… 62

第1章 ビジョンの策定にあたって

1 ビジョン策定の趣旨と背景

本市では、平成21年（2009年）4月施行の「吹田市産業振興条例」（以下「産業振興条例」という。）において、産業振興に関する基本理念や施策の方針を定め、行政、市民、事業者及び経済団体等が連携し、実効的に商工振興施策を推進してきました。

産業振興条例の目的及び基本理念の具体化を進めるため、本市における産業の特徴や事業所実態等の現状を踏まえ、平成28年（2016年）3月には、令和7年度（2025年度）までの10年間を計画期間とする「吹田市商工振興ビジョン2025」（以下「旧ビジョン」という。）を策定し、「地域経済の循環及び活性化による都市活力の創造」を理念に掲げ、施策に取り組んできました。

近年の社会経済動向は、感染症の流行や大規模災害、各国の情勢などに大きく左右され、将来予測が困難な状況にあることから、変化に対する柔軟な対応が求められます。また、生産年齢人口の減少に加え、総人口の約3割が65歳以上の高齢者という超高齢社会*を迎えている中で、地域における経済活動・消費行動の規模は縮小傾向にあり、商工業の振興・活性化に向けた効果的な施策の展開が必要です。

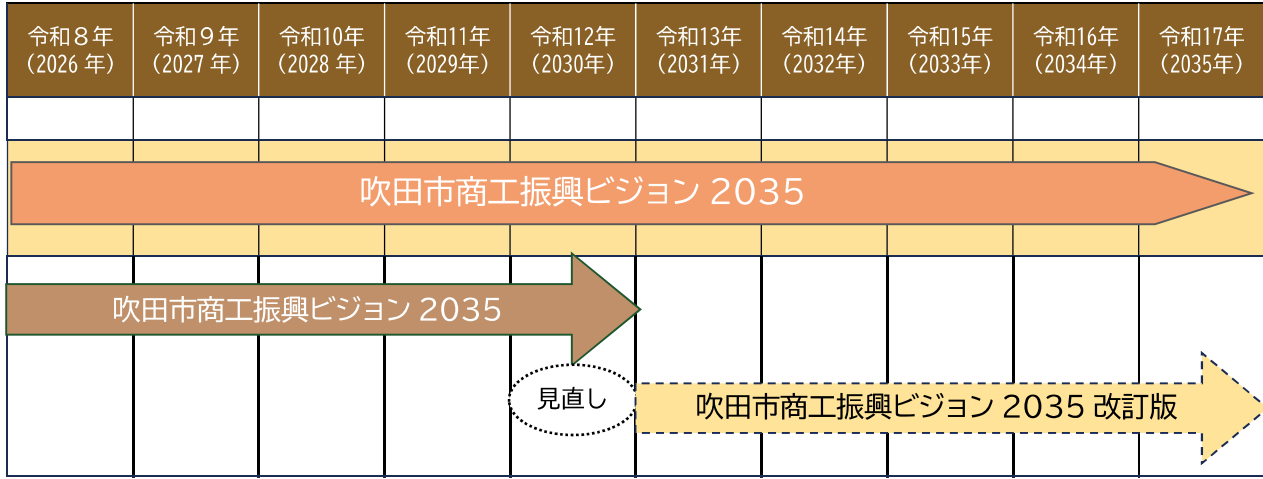
こうした環境の変化や人口減少社会に対応するため、労働生産性*の向上につながる様々な技術やサービスが進展しており、生成AI*導入による業務プロセスの改善や働き方改革*の推進など、デジタル化による事業者の経営力向上が喫緊の課題となっています。加えて、キャッシュレスの普及は、消費者には利便性をもたらし、事業者には訪日外国人を含む多様な来訪者需要の獲得や購買情報を活用した高度なマーケティングの実現をもたらしました。このような観点から、今後の地域経済の好循環・活性化に向けては、大企業のみならず中小企業から個店に至るまで、新たな技術やサービスへの対応が必要であると考えます。

これら背景を踏まえ、旧ビジョンの計画期間終了に伴う10年間の施策の評価・検証や商工業実態調査*などによる現状把握等をもとに、新たに「吹田市商工振興ビジョン2035」を策定することとしました。

2 ビジョンの計画期間

吹田市商工振興ビジョン 2035 の計画期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 10 年間とします。社会経済動向の変化等に対応するため、5 年目の令和 12 年度（2030 年度）に中間見直しを行います。

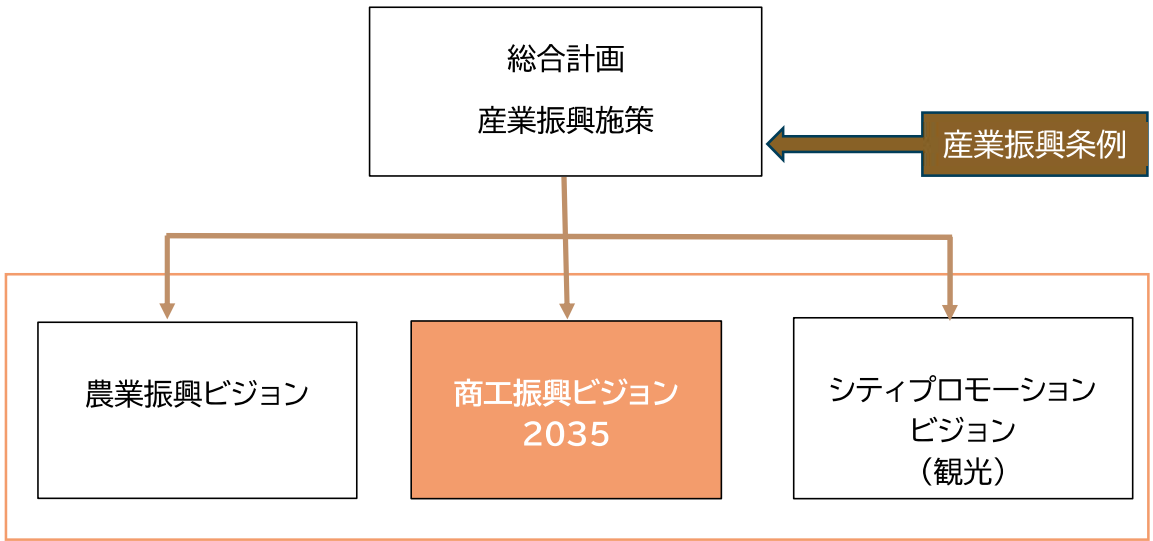
■ 計画期間



3 ビジョンの位置付け

吹田市商工振興ビジョン2035は、旧ビジョンと同様に、本市全体の基本方針である総合計画*の下に位置付けられます。産業振興条例の考え方にに基づき、より実効性のある個別計画として基本理念、基本方針、施策及び事業を定め、本市の商工振興施策を推進していきます。

■ ビジョンの位置付け図

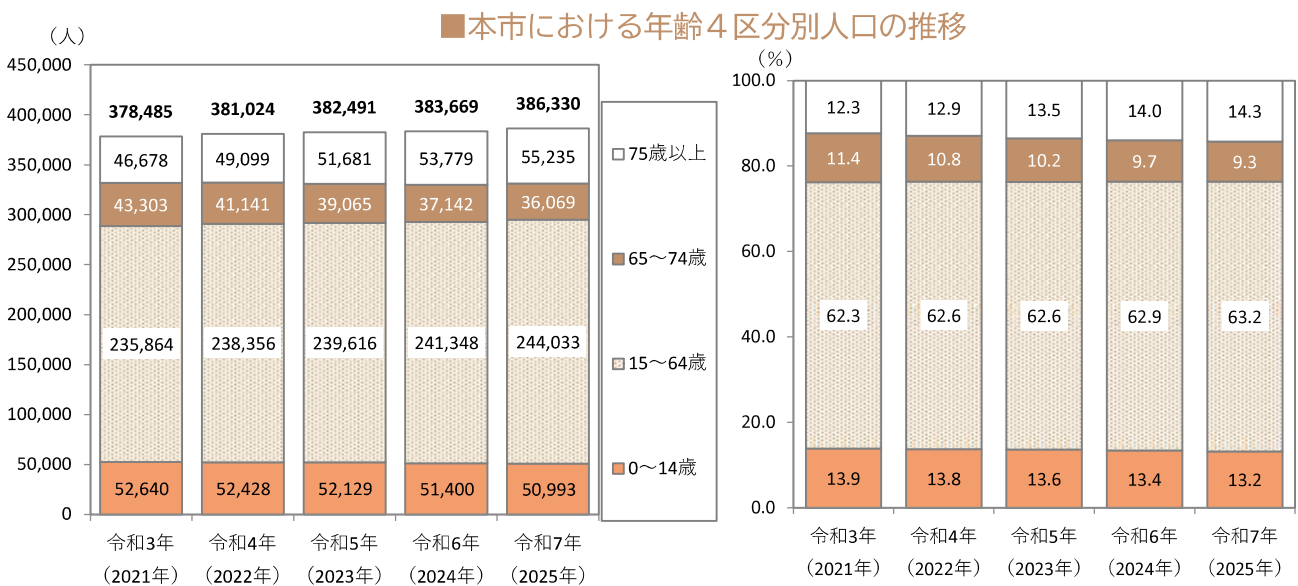


1 統計からみた本市産業の現状と特徴

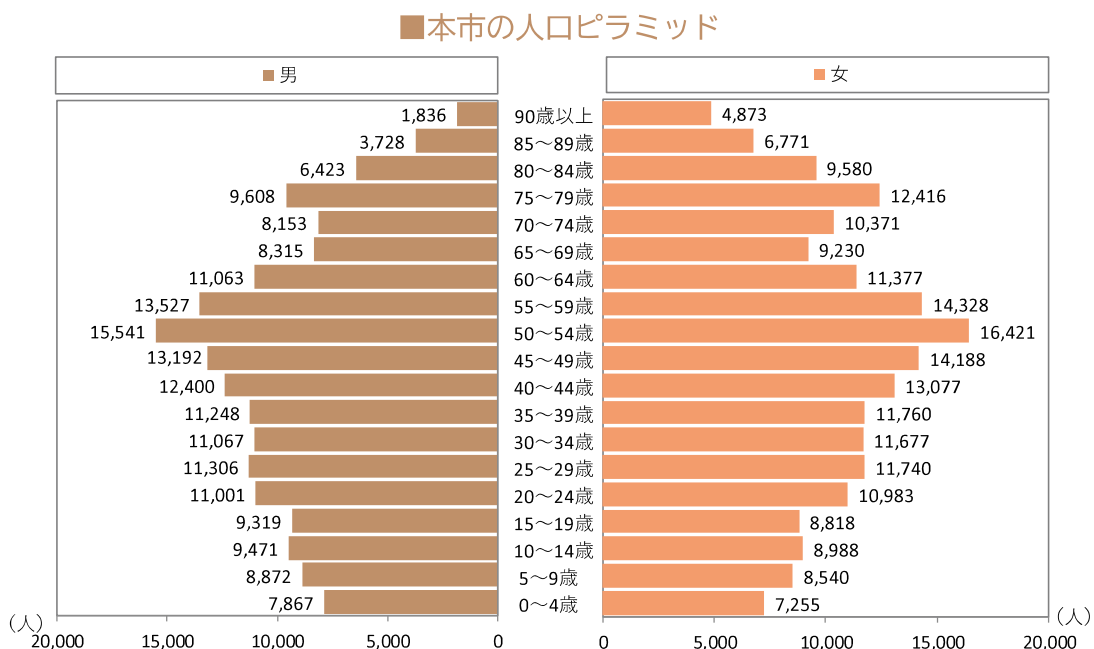
(1) 人口等の動向

① 人口の推移と構造

近年の本市の人口は、微増傾向で推移しています。0～14歳の年少人口は減少している一方、15～64歳の生産年齢人口は増加しています。また、老年人口のうち、75歳以上の後期高齢者数が増加しており、年齢区分の割合をみても同様の動きで推移しています。



吹田市住民基本台帳（各年9月末現在）から作成



吹田市住民基本台帳（令和7年(2025年)9月末現在）から作成

② 人口動態

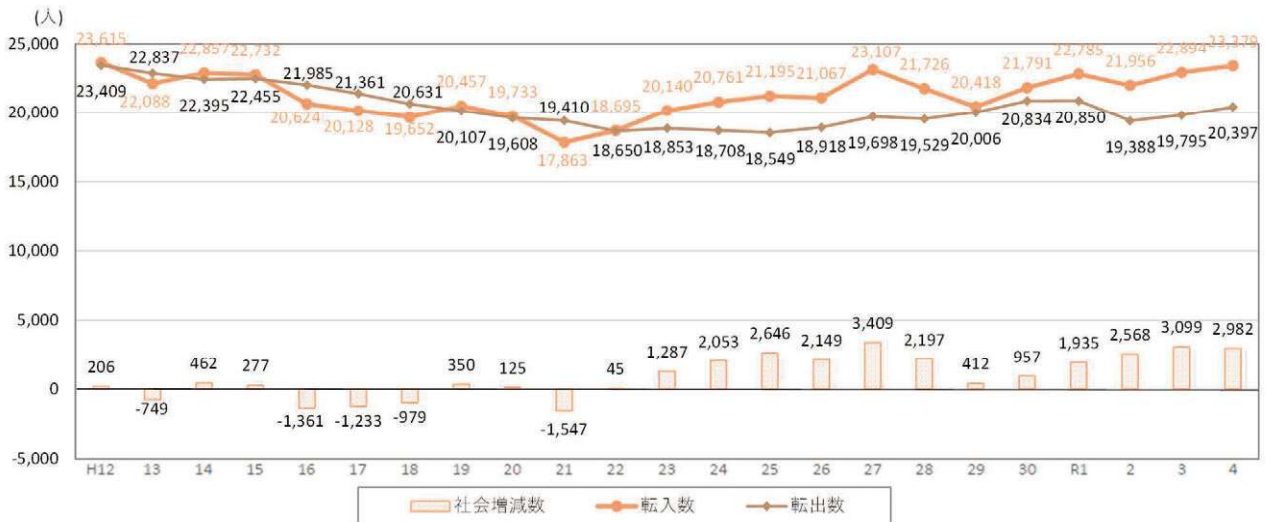
本市の人口動態をみると、自然動態では、令和元年(2019年)に死亡数が出生数を上回る「自然減」に転じています。一方で、社会動態では、平成22年(2010年)以降、転入数が転出数を上回る「社会増」が続いています。吹田市の人口動態は、社会増が大きいことから、「人口増」が続いています。

■本市における自然増減の推移



地域経済分析システム (RESAS) *から作成

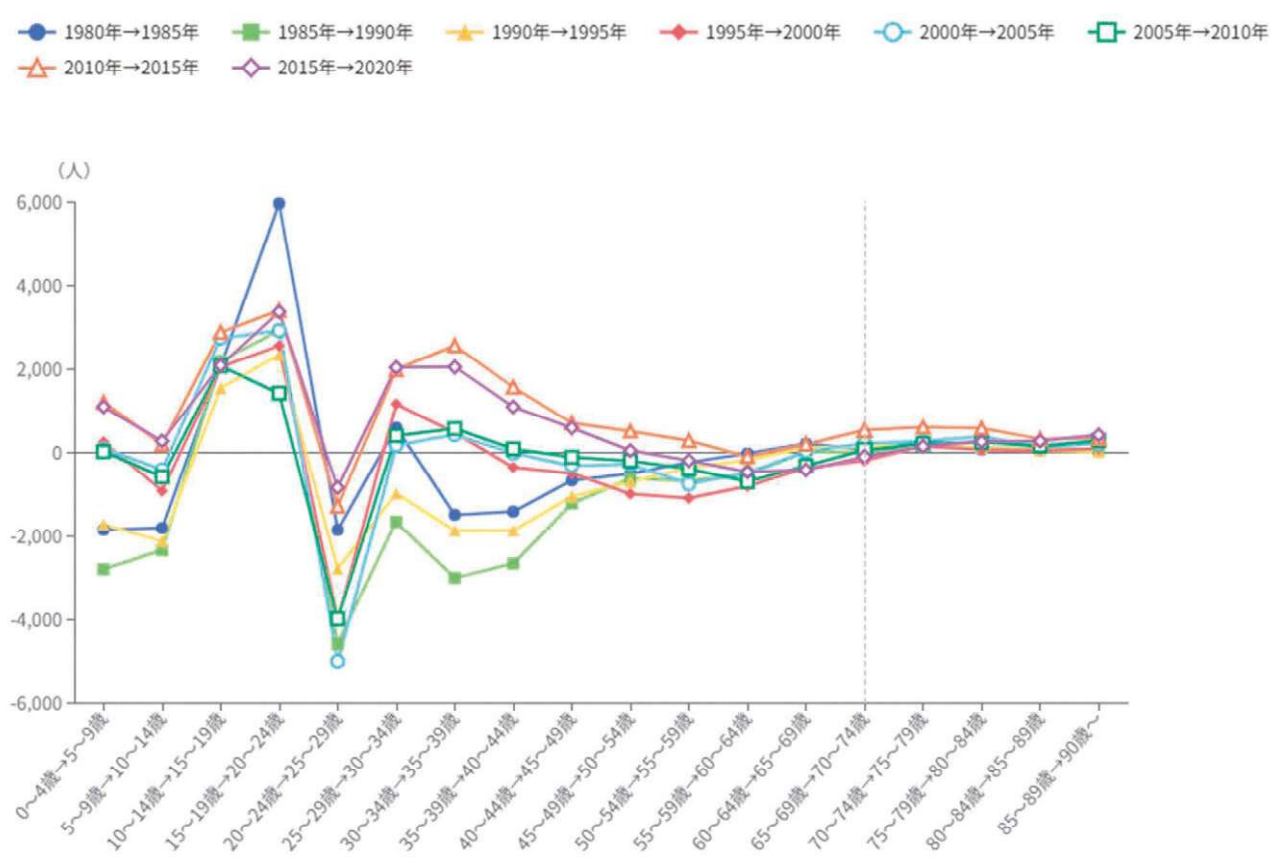
■本市における社会増減の推移



地域経済分析システム (RESAS) から作成

本市の年齢階級別純移動数*を見ると、「15～19歳→20～24歳」で最も増加する一方で、「20～24歳→25～29歳」で最も減少しており、大学入学時に転入し、大学卒業時に転出している者が多いことが考えられます。

■本市における年齢階級別純移動数の時系列推移



地域経済分析システム（RESAS）から作成

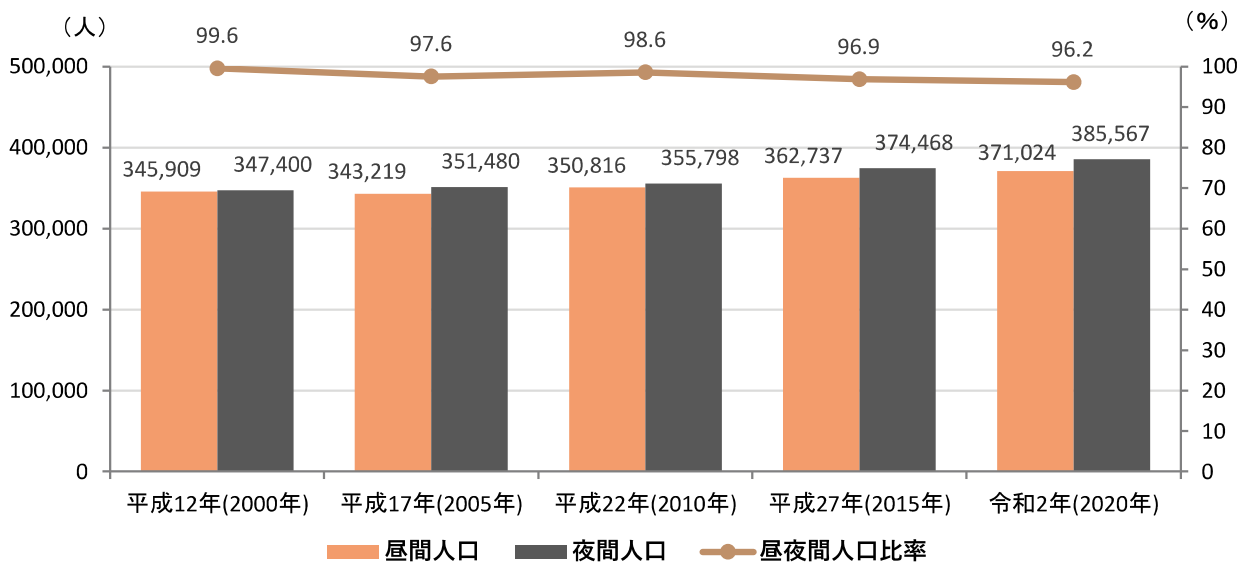
③ 人口移動の状況

令和2年(2020年)の国勢調査では、本市の昼間人口は371,024人、夜間人口は385,567人です。市内への流入人口に対して市外への流出人口の方が多いため、昼間人口が常住の夜間人口よりも少なく、昼夜間人口比率は100%を下回っています。

■本市における昼夜間人口の推移

単位：人、%

	昼間人口 (A)	夜間人口 (B)	昼夜間人口比率
平成12年(2000年)	345,909	347,400	99.6
平成17年(2005年)	343,219	351,480	97.6
平成22年(2010年)	350,816	355,798	98.6
平成27年(2015年)	362,737	374,468	96.9
令和2年(2020年)	371,024	385,567	96.2



国勢調査から作成

■本市における流入・流出人口の推移

単位：人

	流入人口 (C)	流出人口 (D)	増減人口
平成12年(2000年)	114,007	115,498	△ 1,491
平成17年(2005年)	104,703	112,964	△ 8,261
平成22年(2010年)	100,988	105,970	△ 4,982
平成27年(2015年)	99,695	111,426	△ 11,731
令和2年(2020年)	96,078	110,621	△ 14,543

※昼間人口 (A) = 夜間人口 (B) + 流入人口 (C) - 流出人口 (D)

国勢調査から作成

令和2年（2020年）国勢調査の結果では、本市の昼夜間人口比率は、北摂7市及びNATSの中では、摂津市、尼崎市に続き3番目となっています。

■昼夜間人口比率・近隣比較

単位：人、%

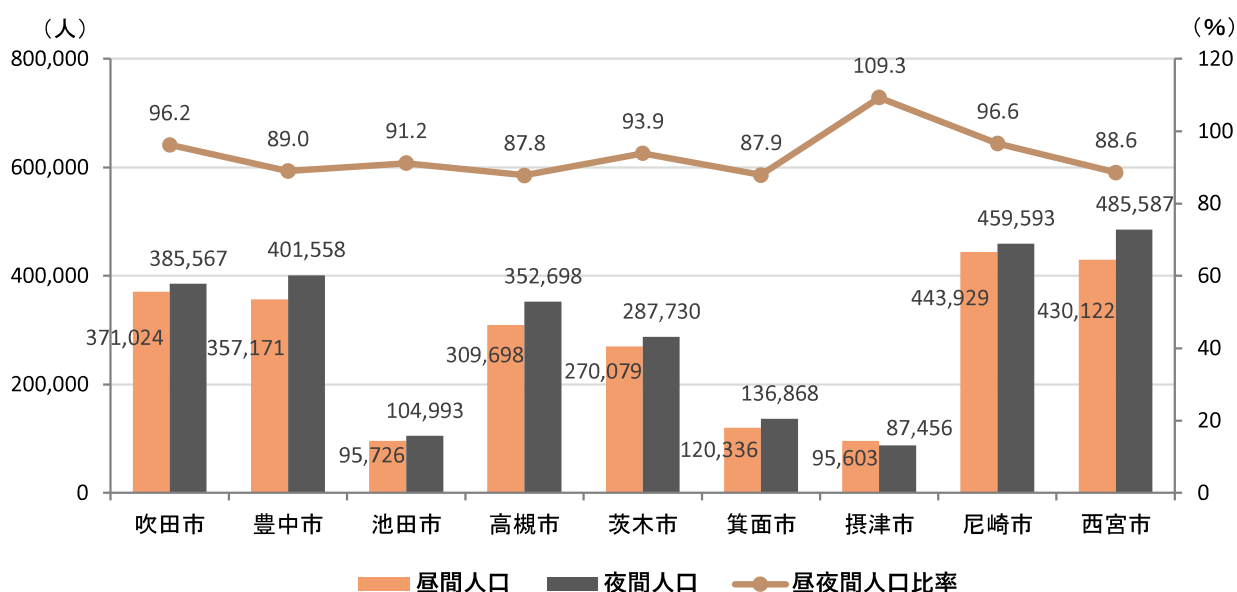
自治体名	昼間人口	夜間人口	昼夜間人口比率
吹田市	371,024	385,567	96.2
豊中市	357,171	401,558	89.0
池田市	95,726	104,993	91.2
高槻市	309,698	352,698	87.8
茨木市	270,079	287,730	93.9
箕面市	120,336	136,868	87.9
摂津市	95,603	87,456	109.3
尼崎市	443,929	459,593	96.6
西宮市	430,122	485,587	88.6
大阪市	3,534,521	2,752,412	128.4
大阪府	9,182,101	8,837,685	103.9

令和2年(2020年)国勢調査から作成

※NATSとは、隣り合う4つの中核市（西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市）の頭文字を西から東に順番に並べたものです。

※本稿における比較自治体については、北摂7市、尼崎市、西宮市、大阪市及び大阪府とします。

ただし、大阪市及び大阪府については、実数が大きく乖離する場合には、下図のように省略します。以下、同様。



令和2年(2020年)国勢調査から作成

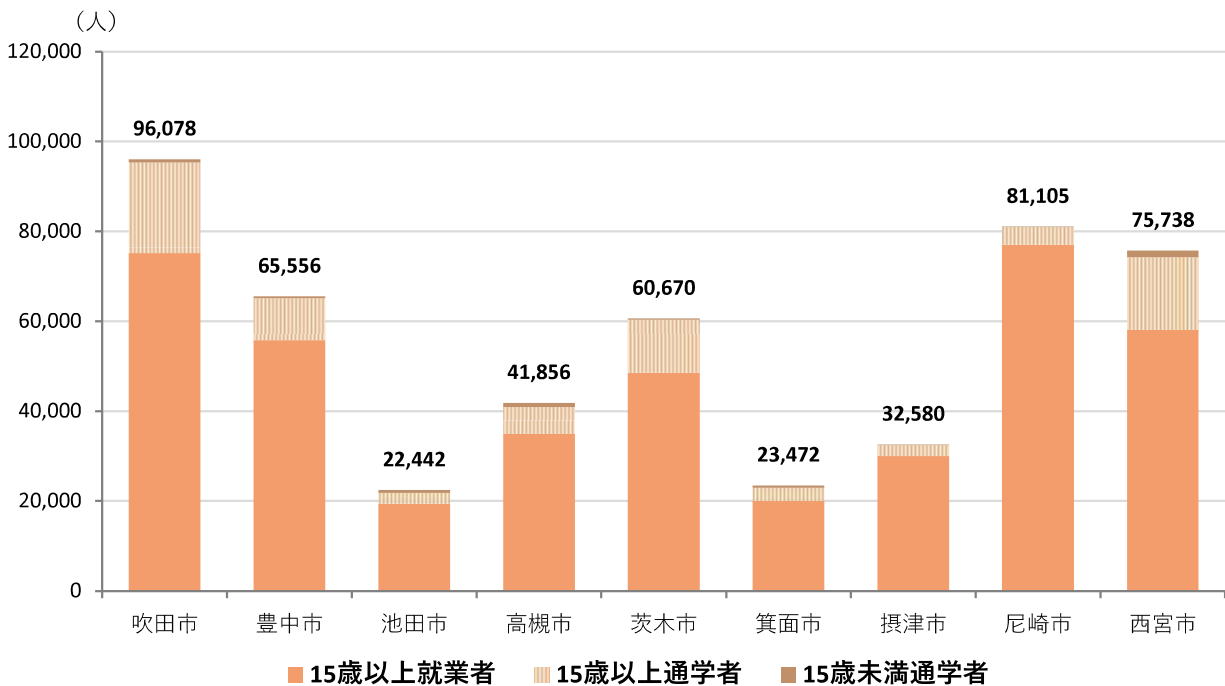
④ 就業者・通学者の状況

従業地・通学地別の流入人口は下表のとおりであり、流入人口の総数をみると、北摂7市及びNATSの中では、本市が最も多いです。9市の就業者・通学者の構成をみると、本市における15歳以上の就業者数は尼崎市に次いで2番目に多く、15歳以上の通学者数は最も多いですが、15歳未満の通学者数は、西宮市、高槻市に続き3番目となっています。

■流入人口・近隣比較（就業者・通学者数）【従業地・通学地ベース】 単位：人

自治体名	総数	15歳以上 就業者	15歳以上 通学者	15歳未満 通学者
吹田市	96,078	75,175	20,151	752
豊中市	65,556	55,830	9,250	475
池田市	22,442	19,400	2,432	610
高槻市	41,856	34,930	5,988	938
茨木市	60,670	48,506	11,809	355
箕面市	23,472	20,082	2,873	517
摂津市	32,580	30,023	2,401	156
尼崎市	81,105	77,058	3,892	155
西宮市	75,738	58,139	16,110	1,489
大阪市	1,018,178	948,006	65,044	5,126
大阪府	602,404	544,014	55,193	3,195

令和2年(2020年)国勢調査から作成



令和2年(2020年)国勢調査から作成

⑤ 大学等の状況

本市には5大学が立地しています。学術・研究機関の数は国内でもトップクラスであり、知と人材の集積がもたらす盛んな研究・開発において優位性があります。

■本市に立地する大学と学部在学者数

大学名	学部	所在地	学部 在学者数(人)	
大阪大学	人間科学部	大阪府吹田市山田丘1-2	622	6,375
	医学部	大阪府吹田市山田丘2-2 大阪府吹田市山田丘1-7	1,314	
	歯学部	大阪府吹田市山田丘1-8	335	
	薬学部	大阪府吹田市山田丘1-6	505	
	工学部	大阪府吹田市山田丘2-1	3,599	
大阪学院大学	商学部	大阪府吹田市岸部南2-36-1	636	5,716
	経営学部		1,795	
	経済学部		1,688	
	法学部		465	
	外国語学部		405	
	国際学部		273	
	情報学部		454	
関西大学	法学部	大阪府吹田市山手町3-3-35	3,066	23,340
	文学部		3,316	
	経済学部		3,134	
	商学部		3,149	
	社会学部		3,364	
	政策創造学部		1,514	
	外国語学部		731	
	システム理工学部		2,155	
	環境都市工学部		1,374	
	化学生命工学部		1,537	
千里金蘭大学	生活科学部	大阪府吹田市藤白台5-25-1	91	748
	看護学部		400	
	栄養学部		151	
	教育学部		106	
大和大学	教育学部	大阪府吹田市片山町2-5-1	824	5,115
	保健医療学部		960	
	政治経済学部		871	
	理工学部		998	
	社会学部		848	
	情報学部		614	
大阪学院大学 短期大学部	経営実務科	大阪府吹田市岸部南2-37-1	62	62

令和6年度(2024年度)全国大学一覧(文部科学省)

令和6年度(2024年度)全国短期大学一覧(文部科学省)

各大学ホームページの学生数(令和7年(2025年)5月1日現在)から作成

また、北摂7市における大学・大学院及び短期大学の状況は下表のとおりです。

■大学・大学院及び短期大学の状況・近隣比較（令和6年(2024年)5月1日現在）

自治体名	大学・大学院					短期大学				
	本部の所在地別学校数	学部・研究科の所在地別学校数	学部数	学生数(人)	教員数(本務者)(人)	本部の所在地別学校数	学科の所在地別学校数	学科数	学生数(人)	教員数(本務者)(人)
吹田市	5	6	88	48,699	4,561	1	1	1	56	9
豊中市	1	2	26	10,258	34	1	1	1	233	18
池田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高槻市	1	3	17	6,852	619	-	-	-	-	-
茨木市	4	5	42	20,030	481	1	1	1	291	41
箕面市	1	2	7	3,980	80	-	-	-	-	-
摂津市	1	1	4	1,429	93	-	-	-	-	-

大阪の学校統計（学校基本調査）から作成

(2) 産業等の動向

① 産業三分類別の事業所の状況

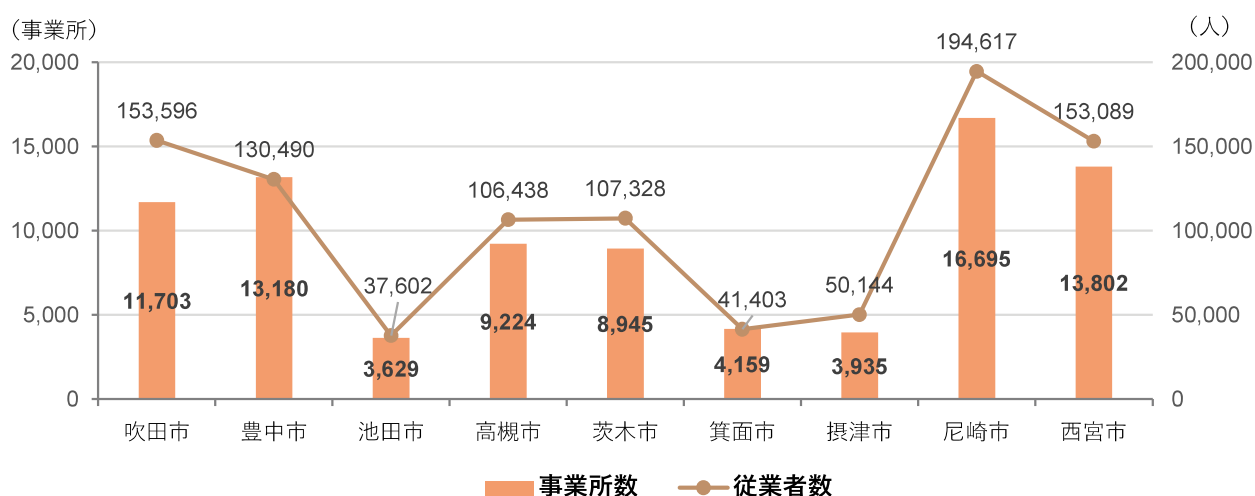
事業所数、従業者数を産業三分類別にみると下表のとおりであり、本市では、事業所数、従業者数ともに第三次産業が最も多いです。北摂7市及び NATS の中では、全産業及び第三次産業において、事業所数は尼崎市、西宮市、豊中市に続き4番目であり、従業者数は尼崎市に次いで2番目となっています。

■産業区分別 事業所数・従業者数【事業所単位】近隣比較 単位：事業所、人

自治体名	第一次産業		第二次産業		第三次産業		全産業	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
吹田市	11	134	1,321	16,305	10,371	137,157	11,703	153,596
豊中市	12	80	2,140	21,725	11,028	108,685	13,180	130,490
池田市	12	45	381	10,575	3,236	26,982	3,629	37,602
高槻市	21	150	1,200	17,623	8,003	88,665	9,224	106,438
茨木市	19	165	1,116	16,231	7,810	90,932	8,945	107,328
箕面市	9	97	472	4,394	3,678	36,912	4,159	41,403
摂津市	6	19	1,101	17,421	2,828	32,704	3,935	50,144
尼崎市	11	185	3,135	53,062	13,549	141,370	16,695	194,617
西宮市	21	184	1,237	18,701	12,544	134,204	13,802	153,089
大阪市	58	521	24,483	316,730	152,643	1,991,330	177,184	2,308,581
大阪府	366	2,932	66,214	836,156	317,752	3,689,120	384,332	4,528,208

令和3年(2021年)経済センサス*活動調査から作成

■全産業の事業所数・従業者数【事業所単位】近隣比較



令和3年(2021年)経済センサス活動調査から作成

② 産業区分別の事業所・従業者の状況

本市の事業所数・従業者数を産業区分別にみると下表のとおりであり、事業所数、従業者数ともに卸売業、小売業が最も多いです。

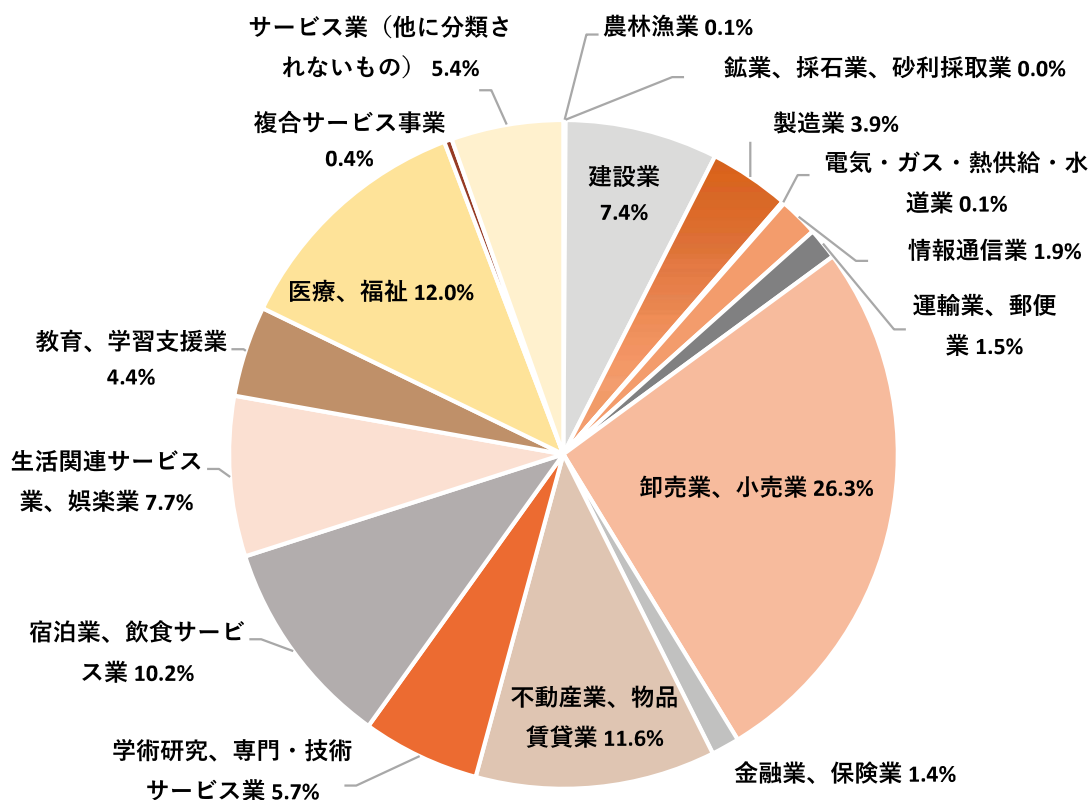
■本市における産業区分別・事業所数・従業者数【事業所単位】 単位：事業所、人

産業区分		事業所数	事業所 構成 (%)	従業者数	従業者 構成 (%)
第一次産業	農林漁業	11	0.1	134	0.1
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	1	0.0
	建設業	865	7.4	8,751	5.7
	製造業	455	3.9	7,553	4.9
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.1	140	0.1
	情報通信業	223	1.9	3,370	2.2
	通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業	[47]	[0.4]	[292]	[0.2]
	情報サービス業、インターネット附属サービス業	[176]	[1.5]	[3,078]	[2.0]
	運輸業、郵便業	181	1.5	6,540	4.3
	卸売業、小売業	3,083	26.3	36,444	23.7
	卸売業	[1,383]	[11.8]	[16,628]	[10.8]
	小売業	[1,700]	[14.5]	[19,816]	[12.9]
	金融業、保険業	159	1.4	3,030	2.0
	不動産業、物品賃貸業	1,358	11.6	5,341	3.5
	不動産業	[1,280]	[10.9]	[4,574]	[3.0]
	物品賃貸業	[78]	[0.7]	[767]	[0.5]
	学術研究、専門・技術サービス業	664	5.7	6,839	4.5
	宿泊業、飲食サービス業	1,188	10.2	12,506	8.1
	宿泊業	[41]	[0.4]	[340]	[0.2]
	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	[1,147]	[9.8]	[12,166]	[7.9]
	生活関連サービス業、娯楽業	906	7.7	6,659	4.3
	教育、学習支援業	515	4.4	15,440	10.1
	教育、学習支援業（学校教育）	[59]	[0.5]	[12,284]	[8.0]
	学習支援業（その他の教育、学習支援業）	[456]	[3.9]	[3,156]	[2.1]
	医療、福祉	1,405	12.0	28,162	18.3
	複合サービス事業	42	0.4	569	0.4
	複合サービス事業（郵便局）	[38]	[0.3]	[527]	[0.3]
	複合サービス事業（協同組合）	[4]	[0.0]	[42]	[0.0]
	サービス業（他に分類されないもの）	636	5.4	12,117	7.9
	サービス業（政治・経済・文化団体、宗教）	[190]	[1.6]	[1,248]	[0.8]
サービス業（政治・経済・文化団体、宗教を除く）	[446]	[3.8]	[10,869]	[7.1]	
全産業	11,703	100.0	153,596	100.0	

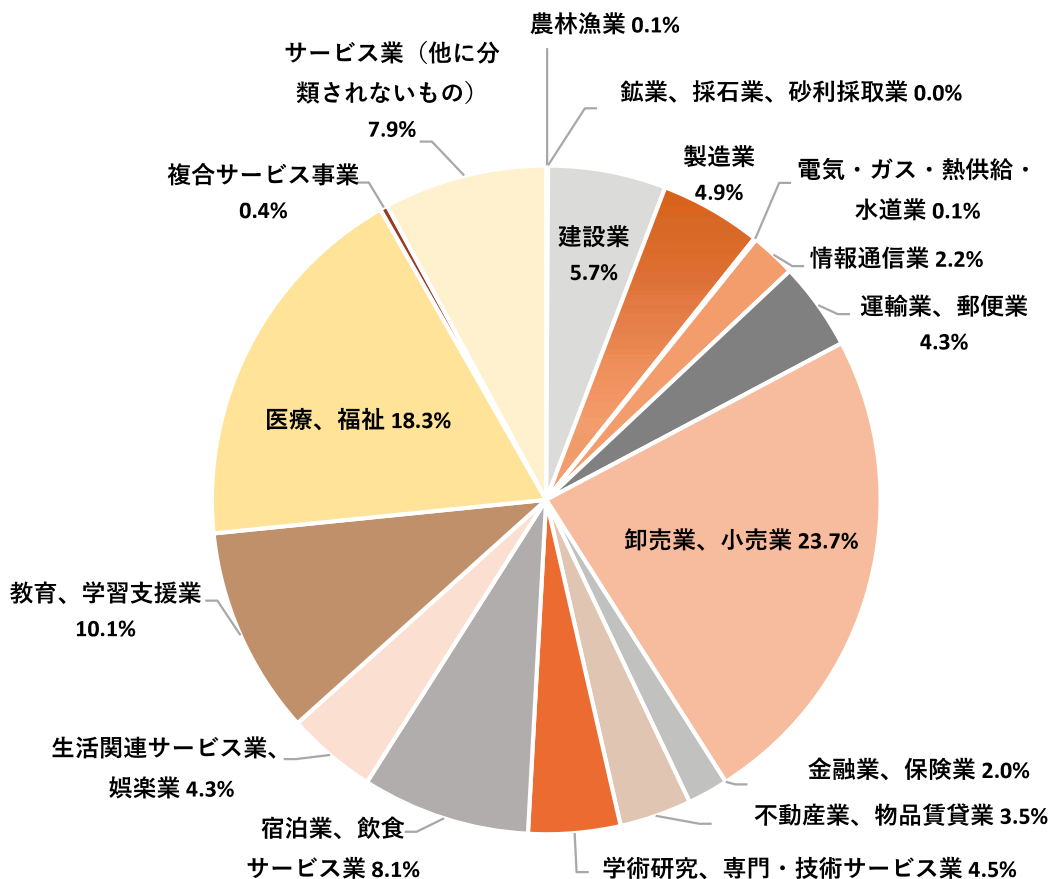
令和3年(2021年)経済センサス活動調査から作成

※ [] 内は内訳

■本市の事業所・構成比【事業所単位】



■本市の従業者・構成比【事業所単位】



令和3年(2021年)経済センサス活動調査から作成

③ 労働生産性と付加価値額

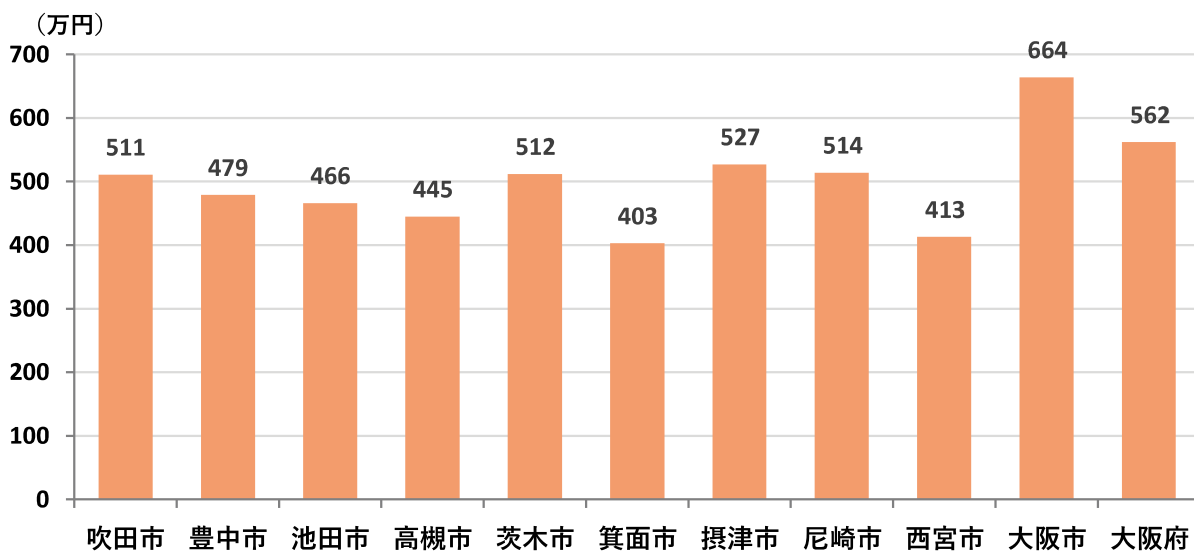
従業者1人が生み出す付加価値額*を示す労働生産性は下表のとおりです。直近において北摂7市及びNATSの中で比較すると、本市は中位に位置します。

■平均労働生産性の推移・近隣比較 単位：万円

自治体名	平成24年 (2012年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)
吹田市	480	493	511
豊中市	487	505	479
池田市	479	499	466
高槻市	533	509	445
茨木市	450	521	512
箕面市	394	449	403
摂津市	545	616	527
尼崎市	475	539	514
西宮市	427	461	413
大阪市	617	680	664
大阪府	585	585	562

経済センサス活動調査から作成

■令和3年(2021年)平均労働生産性・近隣比較



令和3年(2021年)経済センサス活動調査から作成

事業所の生産活動によって生み出された価値を示す付加価値額では、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「教育・学習支援業」が続きます。

また、労働生産性では、「学術研究、専門・技術サービス業」が最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」、「製造業」が続きます。

■本市における産業区分別の労働生産性と付加価値額【事業所単位】

産業区分		労働生産性 (万円)	事業従業者数 (人)	付加価値額 (百万円)
第一次産業	農林漁業	81	134	109
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	X	1	X
	建設業	655	8,440	55,260
	製造業	669	8,123	54,377
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	X	165	X
	情報通信業	554	3,444	19,065
	通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業	[242]	[332]	[804]
	情報サービス業、インターネット附随サービス業	[587]	[3,112]	[18,261]
	運輸業、郵便業	433	6,643	28,771
	卸売業、小売業	577	35,004	202,094
	金融業、保険業	825	3,337	27,530
	不動産業、物品賃貸業	677	5,332	36,120
	学術研究、専門・技術サービス業	832	7,015	58,342
	宿泊業、飲食サービス業	149	10,858	16,207
	生活関連サービス業、娯楽業	374	6,122	22,869
	教育、学習支援業	398	15,498	61,687
	教育、学習支援業（学校教育）	[443]	[12,686]	[56,245]
	学習支援業（その他の教育、学習支援業）	[194]	[2,812]	[5,442]
	医療、福祉	469	26,781	125,495
	複合サービス事業	534	562	3,002
	複合サービス事業（郵便局）	[528]	[527]	[2,782]
	複合サービス事業（協同組合）	[627]	[35]	[220]
	サービス業（他に分類されないもの）	419	10,826	45,356
	サービス業（政治・経済・文化団体、宗教）	[212]	[1,005]	[2,128]
サービス業（政治・経済・文化団体、宗教を除く）	[440]	[9,821]	[43,228]	
全産業		511	148,281	757,846

令和3年(2021年)経済センサス活動調査から作成

※事業従業者とは、当該事業所で実際に働いている人をいいます。

事業従業者数＝従業者数－「他への出向・派遣従業者数」＋「他からの出向・派遣従業者数」

※他の産業とは事業の性質が異なる「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「金融業、保険業」は、本文中の比較において考慮していません。

■労働生産性と付加価値額【事業所単位】・近隣比較

自治体名	労働生産性 (万円/人)	事業従業者数 (人)	付加価値額 (百万円)
吹田市	511	148,281	757,846
豊中市	479	126,511	606,349
池田市	466	38,136	177,662
高槻市	445	102,703	457,043
茨木市	512	105,001	537,134
箕面市	403	40,126	161,719
摂津市	527	50,055	263,807
尼崎市	514	188,824	971,095
西宮市	413	147,128	607,376
大阪市	664	2,163,918	14,358,639
大阪府	562	4,299,556	24,180,672

令和3年(2021年)経済センサス活動調査から作成

④ 開業・廃業の状況

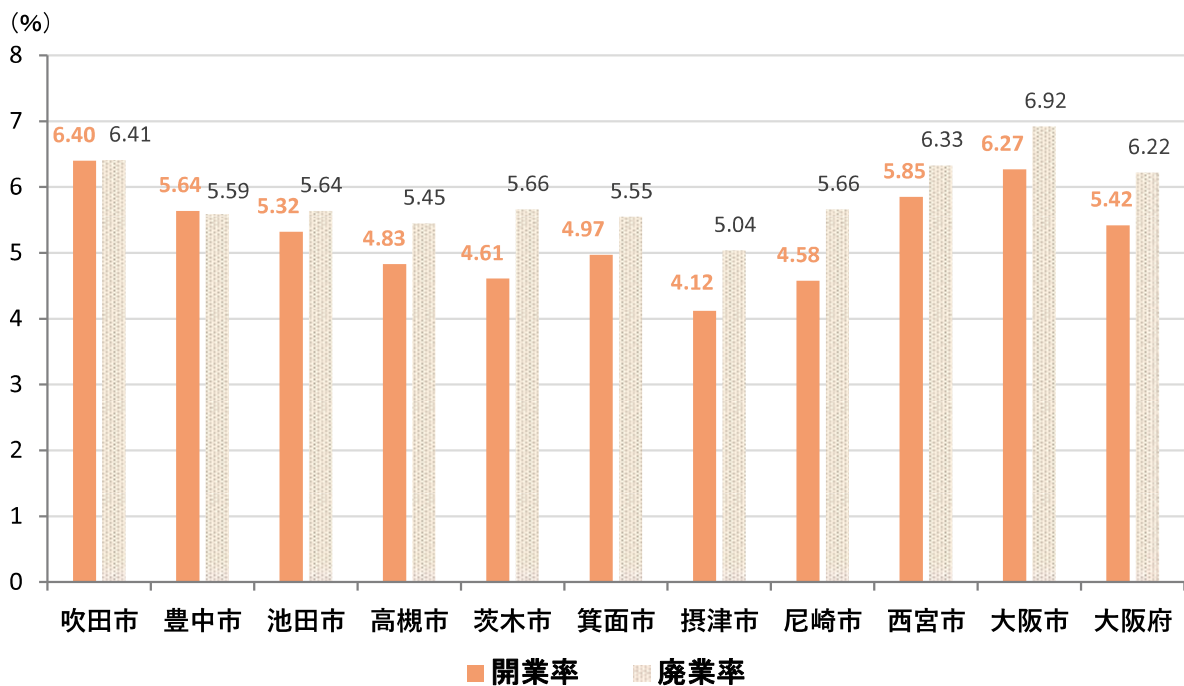
本市の開業率*は、比較自治体の中で最も高いです。一方で、廃業率*が開業率をわずかに上回り、開業率と廃業率の差は、他の比較自治体の多くと同様にマイナスとなっています。

■開業・廃業の状況・近隣比較

単位：事業所

自治体名	期首 事業所数	年平均開業 事業所数	開業率 (A)	年平均廃業 事業所数	廃業率 (B)	開・廃業率の差 (A-B)
吹田市	10,632	680	6.40%	681	6.41%	△0.01
豊中市	12,030	678	5.64%	672	5.59%	0.05
池田市	3,345	178	5.32%	189	5.64%	△0.32
高槻市	8,458	408	4.83%	461	5.45%	△0.62
茨木市	8,578	395	4.61%	485	5.66%	△1.05
箕面市	3,889	193	4.97%	216	5.55%	△0.58
摂津市	3,858	159	4.12%	195	5.04%	△0.92
尼崎市	16,123	739	4.58%	913	5.66%	△1.08
西宮市	12,852	751	5.85%	813	6.33%	△0.48
大阪市	168,664	10,573	6.27%	11,673	6.92%	△0.65
大阪府	366,734	19,866	5.42%	22,824	6.22%	△0.80

平成28年(2016年)・令和3年(2021年)経済センサス活動調査から作成



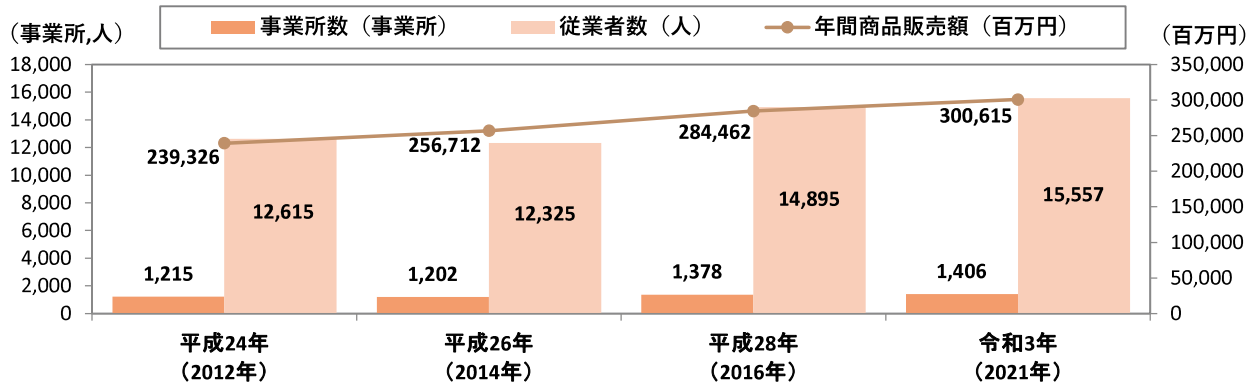
平成28年(2016年)・令和3年(2021年)経済センサス活動調査から作成

⑤ 商業・工業の状況

本市の商業のうち、小売業においては事業所数・従業者数・年間商品販売額が、卸売業においては事業所数・従業者数が、平成26年（2014年）以降増加し続けています。

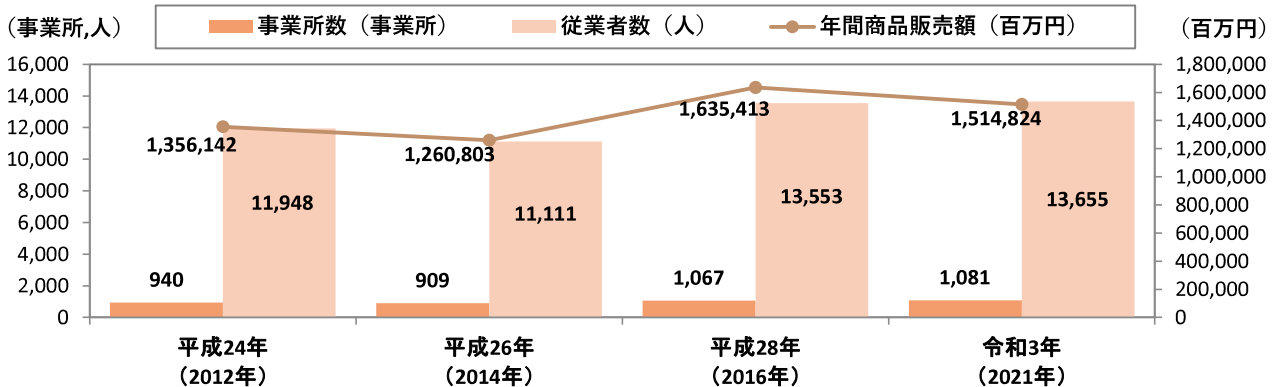
本市の工業においては、事業所数が増減の変動を経て直近では増加しています。従業者数は平成26年（2014年）以降4千人台で推移しており、令和2年（2020年）に5,787人と急増しています。年間製造品出荷額は減少傾向を経て、令和2年（2020年）に増加に転じ3千億円を超えています。

■本市における小売業の状況



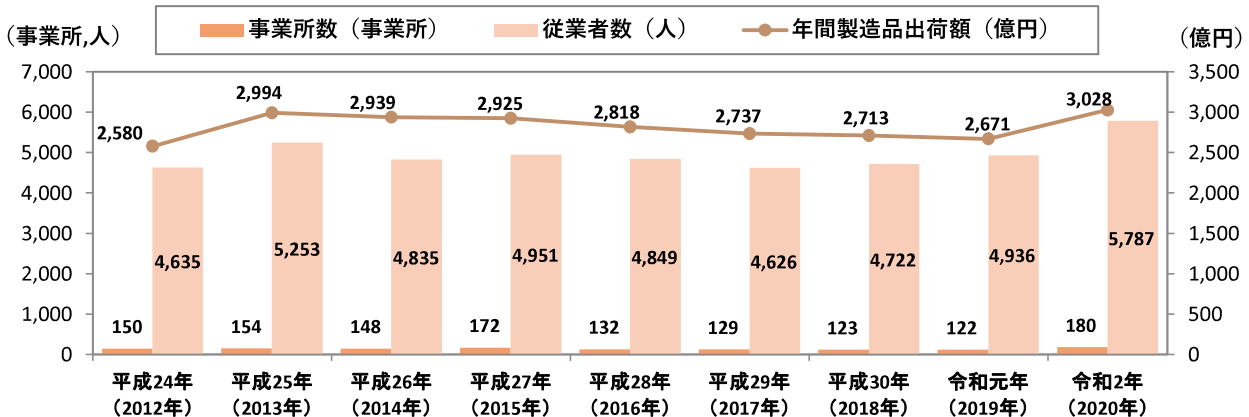
商業統計調査・経済センサス活動調査から作成

■本市における卸売業の状況



商業統計調査・経済センサス活動調査から作成

■本市における工業の状況



工業統計調査・経済センサス活動調査から作成

※従業者数4人以上の事業所が集計対象。

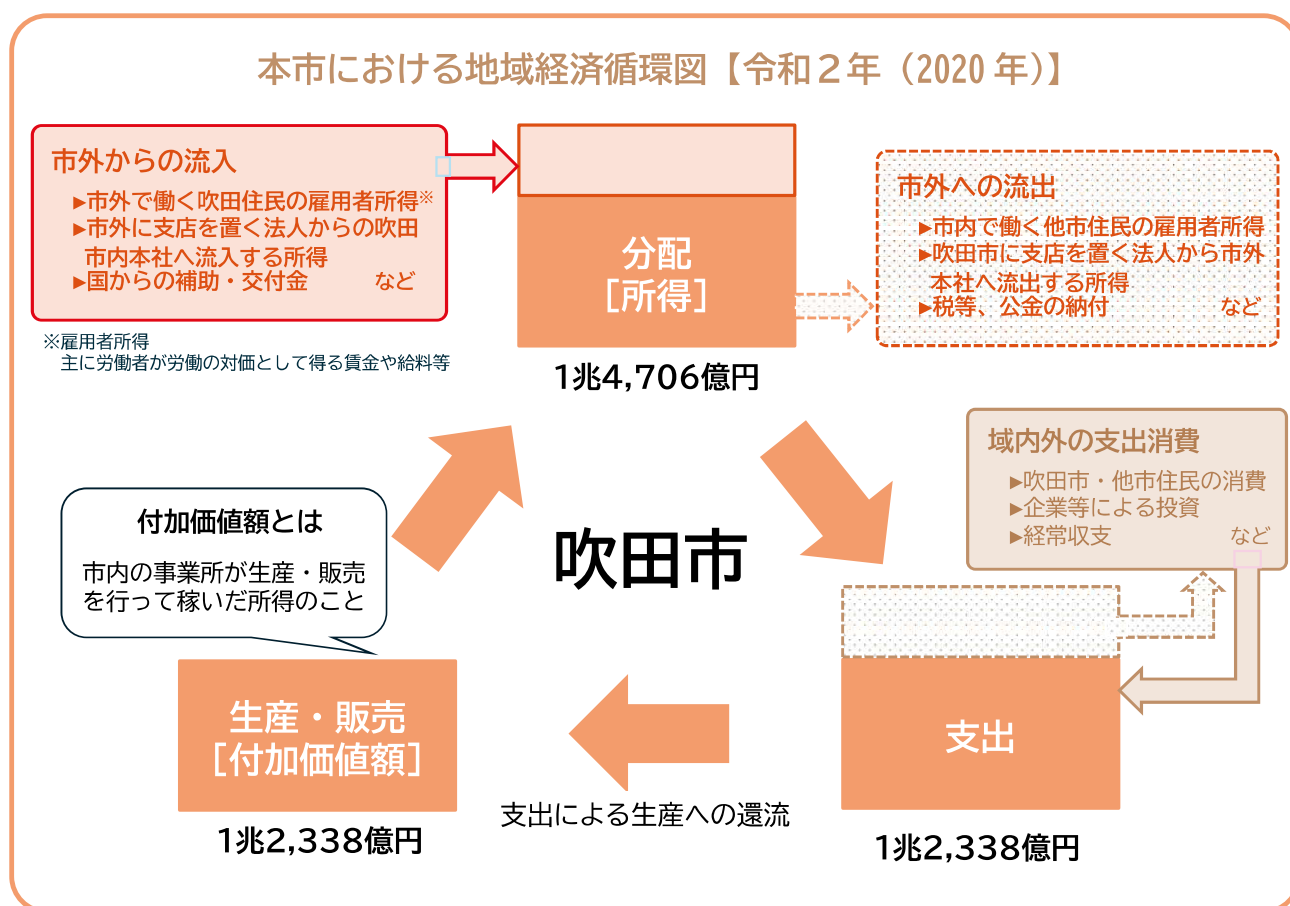
⑥ 地域経済循環図

地域経済循環図は、市内での経済活動（「生産・販売」）を通じて創出された付加価値が、市民や市内事業者の所得として分配され（「分配（所得）」）、消費や投資行動等に伴う「支出」として市内での生産・販売に還流する流れを示すもので、地域のお金の流れを自治体単位で見える化したものです。

令和2年(2020年)のデータでは、本市の産業全体で約1兆2,338億円の付加価値額が生み出されています。

分配（所得）の面では、所得の額が付加価値額を上回っています。市内在住者の雇用者所得が、本市で働く人の雇用者所得よりも多いことから、雇用者所得においては流入超過の状態にあると言えます。また、市内に本社を置く法人が市外支店から得る所得においても、市外からの流入が流出を上回っており、国との財政移転など流出超過にある要素を差し引いても、結果的に付加価値額を超える約1兆4,706億円が市内に分配されています。

他方、支出の面からみると、分配された所得により行われる消費・投資等においては市外への流出が流入を上回っている状況であるため、市内での消費や投資を促すなど、更なる付加価値の創出に向けた取組を行うことにより、地域経済の好循環につながる可能性があります。



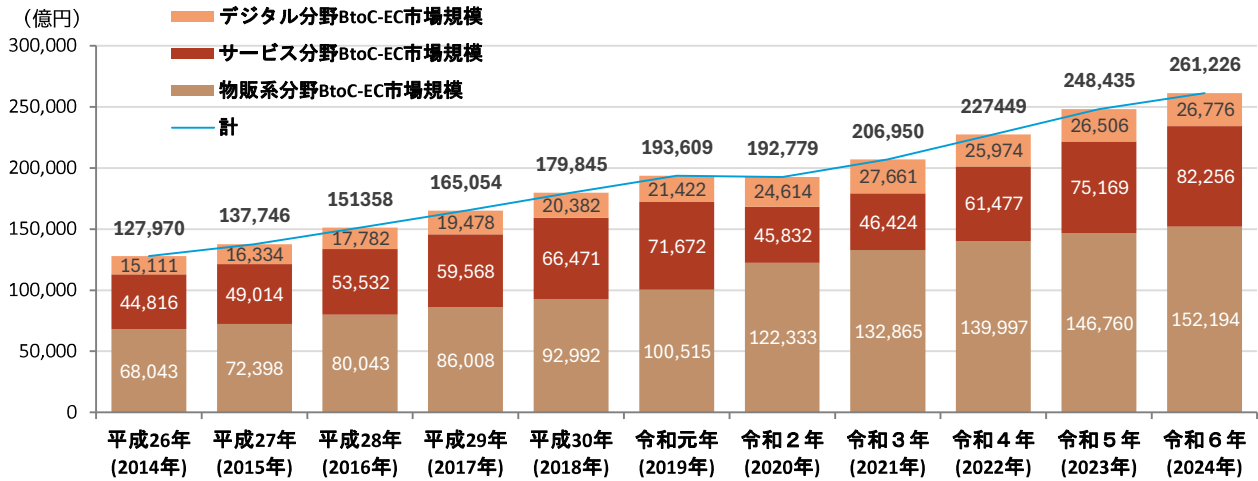
地域経済循環分析自動作成ツール等から作成

2 社会経済動向の変化と潮流

(1) デジタル社会の形成

令和2年(2020年)以降の新型コロナウイルス感染症の流行を経て、デジタル社会の形成が加速しています。AI、IoT*などの活用は、生産性の向上、新たなサービスの創出、社会課題の解決に寄与する一方で、情報セキュリティ対策やデジタルデバイド*への対応など、新たな課題も生まれています。

■国内における電子商取引市場規模(BtoC)の推移



令和6年度 電子商取引に関する市場調査(経済産業省)から抜粋

※全体の市場規模の数字は、端数処理によるため内訳の合計に一致しないことがあります。

■参考資料：コロナ後に求められる社会像



総務省「ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究(2021)」から抜粋

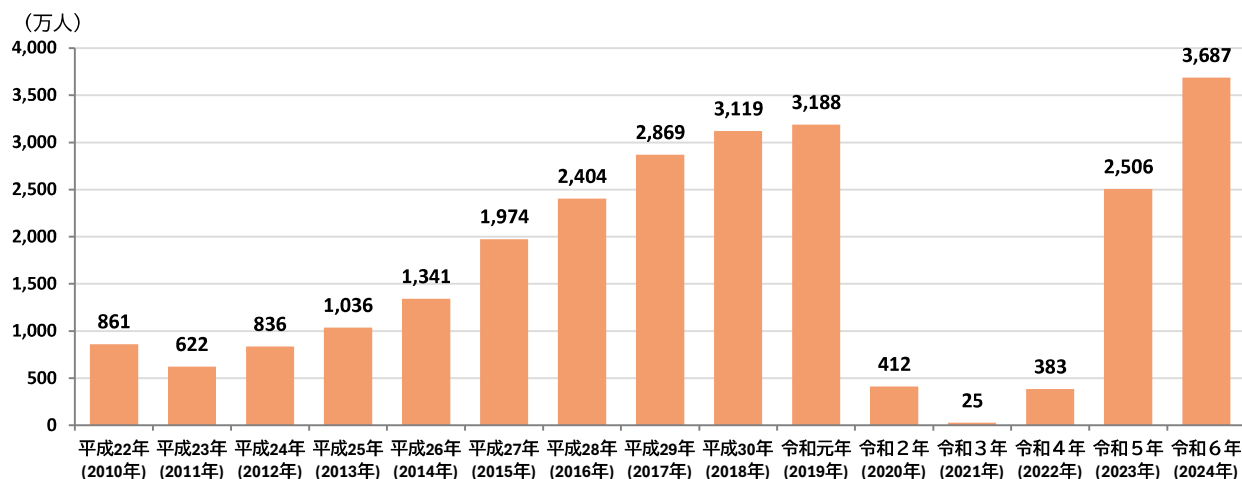
(2) 災害時リスクの高まり

近年、自然災害や感染症、サイバー攻撃など、経済活動に多大な影響を与える様々な事象が発生しています。事業者においては、緊急時にも中核となる事業を継続できるよう、平常時からの備えが必要です。

(3) インバウンド需要の拡大

近年、円安傾向なども追い風となり、訪日外国人観光客数が増加しています。訪日外国人による消費額は過去最高額を更新するなど、インバウンド需要*が増加しています。

■日本を訪れる外国人旅行者数の推移



訪日外客統計（日本政府観光局）から抜粋

(4) 物価高騰による経済活動への影響

物価高騰は、事業者の生産コスト増加や消費者の購買力低下を招き、経済活動に大きな影響を与えます。特に原油や原材料価格の高騰は、企業収益を圧迫するのみならず、それに伴う価格転嫁が消費活動を抑制させ、経済全体の停滞につながる可能性があります。

(5) 経営者の高齢化

中小企業を中心として経営者の平均年齢は年々上昇し、円滑な事業承継*が社会課題となっています。後継者不在による廃業など、事業承継に関する諸課題への対応は、地域経済の活性化や雇用維持の観点からも喫緊のものとなっています。

(6) 人手不足による労働生産性への影響

少子高齢化の進行に伴い深刻化する人手不足は、企業の生産性低下を招く大きな要因となっています。労働力不足の解消には、生産性向上のためのデジタル技術導入、副業人材の活用、女性やシニアの活躍推進など、多角的な視点からの対応が必要です。

(7) ライフスタイル・ワークスタイルの多様化

個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、ワークスタイルも多様化しています。リモートワーク、フレックスタイム制、兼業・フリーランスなど、柔軟な働き方が広がりつつあります。事業者には、労働者の多様なニーズに対応することで、従業員のウェルビーイング*向上をめざす方策が求められます。

基本方針Ⅰ 地域経済の新たな担い手の創出

施策Ⅰ 創業の促進及び創業者の事業継続に対する支援

◆評価

- ◇本市と吹田商工会議所、(株)日本政策金融公庫吹田支店(以下「日本公庫」という。)が連携したすいた創業支援ネットワークにより効果的な支援を行っています。
- ◇商工業実態調査結果では、新規事業参入や多角化、新技術や新市場への導入に着手している事業所が一定程度みられます。また、食品関係をはじめ多岐にわたる分野で、研究開発を行っている事業所がみられます。
- ◇本市の開業率は6.4%と高く、この強みを生かし、顕在層*への創業支援の充実を図るとともに、潜在層*や無関心層*への意識醸成、支援機関によるフォローアップなどが必要となります。
- ◇地域経済の新たな担い手の創出に向け、成長分野におけるイノベーション*が生まれるよう、地元企業と大学や研究機関による共同研究等、連携した取組の促進が望まれます。

今後の方向性

- ◇事業者が持続的に生まれ成長する土壌づくりとフォローアップ支援の充実
- ◇大学や研究機関等、本市が有する資源を生かした事業展開の推進

基本方針Ⅱ 地域に根付いた産業集積の維持及び拡大

施策Ⅱ 地域経済の循環及び活性化に資する企業誘致の推進

◆評価

- ◇本市独自の企業立地支援策のほか、大阪府と連携した企業誘致制度などがあり、本市の特色を打ち出しつつ、企業の新規立地や定着が図れる取組が重要です。
- ◇商工業実態調査結果では、「交通利便性の良さ(53.4%)」や「エリアイメージの良さ(36.4%)」等が、本市での立地メリットに挙げられました。
- ◇市外企業の誘致に加え、地元企業の事業所拡大や新設に向けた各種支援策の効果的な周知が必要です。
- ◇事業者には、人材交流をはじめとした事業者同士のつながりによる連鎖的価値の創出のため、地域社会における市民との関係性構築に向けた取組が求められています。

今後の方向性

- ◇進出企業と地元企業との連携推進による地域産業の多様化・活性化
- ◇企業間の協力・相互補完による新たな価値創出の促進

基本方針Ⅲ 地域経済を支える中小企業者の育成

施策Ⅲ 中小企業者の経営の安定、販路開拓及び人材育成に対する支援

◆評価

- ◇外部環境の変化に影響を受けやすい中小企業者や小規模企業者に対しては、コロナ禍を経た社会経済動向の変化や、有識者・商工業団体関係者等により構成する「吹田市商工業振興対策協議会」で聴取した意見などを踏まえて、各種支援を実施しています。
- ◇商工業実態調査結果では、事業所が望む行政施策に「補助金等による支援（34.8%）」、「融資制度による資金繰り支援（18.9%）」が挙げられますが、それら施策の認知度は概ね3割程度であり、制度周知が課題となっています。一方、経営面においては、人材不足やデジタル化対応、事業承継が課題となっています。
- ◇小規模企業者の経営基盤の安定に向け、本市による融資のあっせんに加え、国や大阪府の各種支援制度の周知と活用を促すことが重要となります。
- ◇経営革新をめざす成長志向の事業者に対しては、時勢を捉えた後押しが必要となります。

今後の方向性

- ◇事業者の成長を後押しする時勢を捉えた支援制度の充実
- ◇事業者の持続的な事業活動を下支えする取組の推進

基本方針Ⅳ 地域に根付いた魅力ある商業地づくり

施策Ⅳ 商業者等による組織活動及び商業地の活性化に対する支援

◆評価

- ◇商業者や商業団体への支援事業については、ホームページ掲載やガイドブック配布等により周知を図っているものの、未活用の団体もあるため、一層の周知が必要となります。
- ◇商工業実態調査結果では、地域の商業活性化に必要な項目は「商店街・近隣センター等としての魅力の発掘・開発」、「後継者の育成」、「行政の支援」、「情報発信」、「個店の努力」などが挙げられ、新たな魅力創造、担い手の確保などが求められています。
- ◇地域コミュニティの核となる魅力ある商業地をめざし、消費者行動やニーズを捉え、実態に即した支援となるように、補助金に関する改訂を検討する必要があります。

今後の方向性

- ◇商業店舗の成長を促進する経営支援の充実
- ◇商店街等の運営を担う次世代につなげる組織力の強化

基本方針Ⅴ 地域における事業活動の活性化に向けた環境整備

施策Ⅴ 行政による情報発信及び市民、事業者並びに経済団体等による交流の促進

◆評価

- ◇事業者に対して様々な情報を効果的に届けるため、媒体ごとのターゲット・セグメンテーション*によりボリュームゾーンを意識しながら発信する内容を精査するなど、一定の工夫が必要となります。
- ◇事業者が交流する場において情報交換が進むことで、制度等の周知・浸透が促進されることから、支援機関と連携し、機会を捉えた積極的な情報発信の取組が重要となります。併せて、市民等に対しても、市内事業者の事業活動を発信することにより理解の増進を図り、地域で事業活動がしやすくなるような取組も重要です。
- ◇商工業実態調査結果では、公的支援機関の認知度は、商工会議所（63.7%）及び大阪産業局（24.2%）以外の機関で1割台となっています。支援機関や支援制度を知らない事業者が相当程度いることが判明しており、今後は、あらゆる媒体での周知を基本に、市に相談があった場合には、相談内容に合った支援窓口にシームレス*につなげていくことが必要となります。
- ◇複雑化する経営課題の解決には、市のみならず商工会議所などの支援機関による個々の役割や専門性の度合いに応じた対応を基本とします。市は支援機関のネットワークの窓口・ハブ機能を担い、連携による面的な取組を充実していくことが肝要となります。

今後の方向性

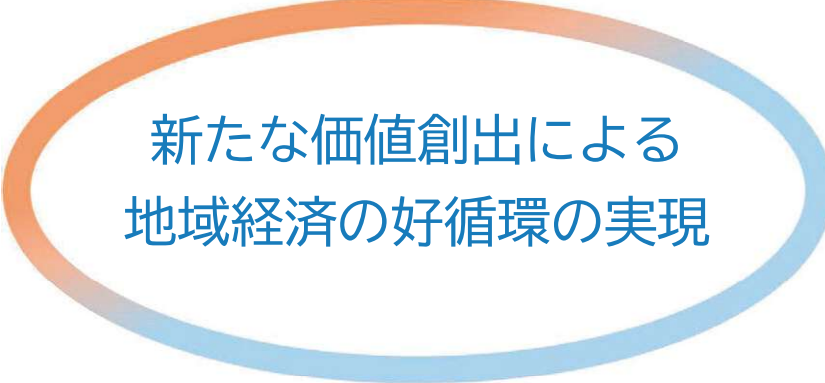
- ◇情報発信や支援機関との連携について、基本方針（施策）ごとに手法や内容を検討

1 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

令和6年(2024年)3月策定の「吹田市第4次総合計画基本計画改訂版」では、産業振興の観点から、めざすまちの姿を「地域経済の活性化が図られ、だれもが働きやすい環境が整ったまち」と定めています。今後、人口減少と超高齢社会が進行していく中で、事業者は市場規模の縮小への対応が迫られるとともに、突然の災害や不安定な国際情勢など、将来予測が困難な状況にも対応していく必要があります。

そうした新たな展開が予想される時代において、事業者には、利益追求のみならず、地域社会との共生・共創による豊かさなど、自助努力と創意工夫によって新たな価値を生み出していく取組が求められています。多様な主体が集まり、つながり、人が交わることで、新しい魅力・活力を創出する経済社会が求められることから、基本理念を次のとおり定めます。



新たな価値創出による
地域経済の好循環の実現

(2) 基本方針

吹田市商工振興ビジョン 2035 では、産業振興条例の考え方のもと、基本理念の実現に向けた行動指針を明確にするため、次の4つの基本方針を示すとともに、これらに基づく施策等を推進します。

- I 創業促進とイノベーション創出
- II 企業間ネットワークの形成・拡大
- III 中小企業者の育成
- IV 商業地の活性化

I 創業促進とイノベーション創出

社会が急速に変化して将来予測が困難な時代を迎えている現状は、様々なリスクに直面する一方で、これまでの常識にとらわれない新たな市場やビジネスが生まれる機会でもあります。活発な創業・起業による新たな事業の創出は、市民の雇用や経済効果を生むにとどまらず、産業に新しい風を吹き込み、地域経済の活性化において重要な役割を担います。

本市では、交通利便性の高い立地や、多くの大学、研究開発機関を有することなどを強みに高い開業率を誇っており、地域に根付く店舗の開設から革新的な技術を携えた起業まで、新たな事業が生まれる一定の環境が整っています。

その反面、廃業率は開業率をわずかに上回っていることから、本市で生まれた事業者が本市で成長していく環境の整備も求められます。

創業者や潜在層に対して、種々の連携機関による多面的なフォローアップや仲間づくりなどの支援を行うとともに、事業者と学術・研究開発機関との産学連携が生むイノベーションを後押しする取組を行い、引き続き本市の強みや特性を踏まえた施策を展開していきます。

II 企業間ネットワークの形成・拡大

地域に多くの企業が根付き、市民の雇用や新たな経済活動のサイクルを持続的に生み出し続けるためには、個々の企業の立地・成長のみならず、集まった企業がつながりを持ち、共創しながら、産業一体として育まれる環境も重要です。

本市では、交通利便性やエリアイメージの良さを魅力に、市域南部を中心として製造業や卸売業等をはじめとした事業所が集積しています。一方、市域全体の市街化に伴い住環境が整備される中では事業用地が不足する傾向にあり、用地確保の問題が、地域の産業集積に対する高いハードルになる状況も見られます。

本市の魅力を訴求した市外からの企業誘致を行うとともに、従業員や顧客のために市内での事業所拡張や移転を検討する地元企業への支援にも重点を置き、事業所の定着を図ります。

また、ネットワークを形成した多様な企業が、地域住民との交流などを通じて相互理解を深めていくことは、次世代を担う人材が本市産業に対する愛着や誇りを抱き、将来的な本市産業の底上げにつながることも期待されます。地域貢献活動など、利益追求にとらわれない新たな価値の創出を生む取組をサポートしながら、豊かに発展する調和のとれた地域社会の形成をめざします。

Ⅲ 中小企業者の育成

産業の振興と基本理念の実現には、地域の経済活動を支える中小企業者の持続的な発展が必要不可欠です。

長きにわたる生産年齢人口の減少を背景に、中小企業者には、慢性的な人手不足の状況にありながら、急速に進展するデジタル社会に即した事業展開が求められています。加えて、自然災害やサイバー攻撃など有事への対策、従業員の新たなワーク・ライフスタイルに応じた働き方への順応や事業承継への準備など、経営者が抱える課題は複雑化しており、経営基盤の強化・経営力の向上により成長を続けるためには、明確なビジョンと諸課題への柔軟な対応力が必要となります。

多種多様な経営課題を抱える中小・小規模企業者に対しては、固有の経営状況や成長フェーズ、将来の展望などに応じた支援が必要であり、今後も変化していく社会経済状況を踏まえ、事業活動継続の下支えやその先にある成長を後押しできるよう、多角的な視点でより効果的な事業を検討していく必要があります。事業者の成長に向けて持続的な効果をもたらす事業に重点を置き、支援機関同士の密な連携のもと施策を推進します。

Ⅳ 商業地の活性化

多彩な店舗が息づく商業地は、重要な生活基盤であることに加えて、人が人を呼び、まちに活気を与える、地域コミュニティの拠点であり核として機能することが望まれます。

本市には、住宅都市という特性から、数多くの小売店舗が立地しています。近年は人口増なども背景に、小売業を営む事業所数や取引額は増加傾向にあるものの、小規模の店舗を中心に構成される商店街は、来街者の減少や空き店舗の増加、担い手不足などにより、存続や活性化に向けて様々な課題に直面しています。加えて、商店街は成り立ちやエリアによって固有の特色を持つことから、各々が組織としてめざすべき将来像を定め、直面する課題の解決に向けて主体的に取り組んで行く必要があります。

新たな店舗の開設に踏み出す創業者や、時代に即した経営改善・事業展開を志す事業者を包括的に支援することで、魅力的な個店づくりを後押しし、域内での消費を促します。他方で、商店街が、近隣店舗・市民・消費者・大学等の様々な関係者を巻き込んで組織力を高め、地域一体となってにぎわいを創出する活動へのバックアップも必要なことから、個々の事業者に対する支援との両輪により、商業地の活性化につなげていきます。

2 施策の体系

4つの基本方針それぞれに2つの施策を展開し、さらに具体化することで、効果的かつ効率的に事業を進めていきます。

基本理念

新たな価値創出による地域経済の好循環の実現

基本方針	施策	施策の方向性
I 創業促進と イノベーション創出	1 創業への機運醸成 及び創業者支援	事業者が持続的に生まれ成長する土壌 づくりとフォローアップ支援の充実
	2 大学や研究機関との 連携促進	大学や研究機関等、本市が有する資源 を生かした事業展開の推進
II 企業間ネットワークの 形成・拡大	1 企業誘致による 産業活性化	新規企業の立地と既存企業の拡張による 地域産業の多様化・活性化
	2 地元企業間の 連携促進	企業間の協力・相互補完による新たな 付加価値創出の促進
III 中小企業者の育成	1 経営基盤の安定・強化 に向けた支援	事業者の持続的な事業活動を下支えする 取組
	2 経営力向上に資する 取組の促進	事業者の成長を後押しする時勢を捉えた 支援制度の充実
IV 商業地の活性化	1 域内消費の拡大	商業店舗の成長を促進する経営支援の 充実
	2 商店街等の振興に 向けた支援	商店街等の運営を担う次世代につなげる 組織力の強化

第5章 施策の展開

基本方針 I

創業促進とイノベーション創出

施策 1

創業への機運醸成及び創業者支援

⇒事業者が持続的に生まれ成長する土壌づくりとフォローアップ支援の充実

新規創業者の発掘及び補助対象者の事業継続に対するフォローについては、吹田商工会議所のすいた経営革新支援センター（SaBiC）*との連携を図るとともに、創業間もない事業者に対しては、賃借料や借入利子への補助・補給などの必要な支援を継続します。日本公庫と連携し、開業支援融資のフォローアップの際に本市の利子補給制度の周知を行うことで利用件数増につながった事例も踏まえ、今後も様々な制度周知について効果的な手法や対象を検討していきます。

市内起業家有志が企画・運営する起業家交流会においては、創業者や創業予定者に加え、潜在的な創業希望者層も惹きつける魅力的な内容とすることで、引き続き、出会いの場・学びの場として活用していきます。

本市、吹田商工会議所及び日本公庫で構築した「すいた創業支援ネットワーク」として国から認定を受けた吹田市創業支援等事業計画*に基づき、3者それぞれの役割による創業支援を継続して実施します。

主な取組

- ◆ 賃借料や借入利子への補助・補給制度の活用促進
- ◆ 起業マインドの醸成を促す交流会への参加者拡大
- ◆ 「すいた創業支援ネットワーク」による事業者の成長フェーズに応じた柔軟な支援

アクションプラン

① 起業家交流会

概要

- ・新規創業の促進と起業者の事業継続支援のため、起業者及び創業予定者等による交流の場を提供。
- ・企画及び運営等は、有志の市内起業家を中心に組織する「吹田市起業家交流会実行委員会」が担当。

現況 及び 見通し

- ・市民が参加しやすい江坂・阪急吹田の駅周辺地域で年4回開催し、各回概ね60人が参加しています。
- ・創業マインドの継承には、新規参加者の獲得や、次世代を対象にした創業への機運醸成が必要なことから、効果的なアプローチ手法について検討していきます。

指標

- ・参加者数：延べ240人以上／年度

② 創業・中小企業振興支援事業補助金

概要

- ・創業の促進と中小企業振興のため、吹田商工会議所を対象に、すいた経営革新支援センター（SaBiC）の運営や専門家派遣などの諸事業の実施に要した費用の2分の1を補助。補助上限額：300万円

現況 及び 見通し

- ・吹田商工会議所の創業や経営に関する相談、セミナー開催等、市では担えない高い専門性を要する事業者支援活動を対象としています。
- ・社会経済動向等を踏まえて、補助対象事業が適切か検証しつつ制度運営していくことが重要であり、吹田商工会議所との連携を密にしながら、市内起業家や中小企業者を支援していきます。

指標

- ・創業及び経営に関する相談件数：延べ300件／年度

③ 開業資金融資に係る利子補給金

概要

- ・ 創業間もない事業者の経営安定化を図るため、大阪府の開業・スタートアップ応援資金に係る融資又は日本公庫の創業支援貸付利率特例制度に係る融資の借入者を対象に、取扱金融機関に支払った利子のうち、最初の約定返済から 12 回分の約定返済に係る利子相当額を補給。
- ・ 上限額は、約定利率が年 1 % を超える場合は年 1 % として計算した額。

現況 及び 見通し

- ・ 創業者の早期廃業リスクを低減させる取組として実施しており、創業初期の金銭負担の軽減に寄与しています。
- ・ 創業後のフォローアップにつながる取組となるよう、金融機関との連携により更なる活用を促します。

指標

- ・ 補給金交付件数：10 件以上／年度

大学や研究機関との連携促進

⇒大学や研究機関等、本市が有する資源を生かした事業展開の推進

市内5大学に加え、北大阪健康医療都市*（以下「健都」という。）に立地する国立循環器病研究センター*及び国立健康・栄養研究所*の存在は他市にはない本市の特長であり、「知」の集積による市内事業者との共同研究開発の進展等、新たな製品やサービスが創出されやすい土壌が整っています。

特に将来的にも高い成長が見込まれる分野でのイノベーション創出は、地域経済を牽引する原動力となり得るものであり、今後も途切れることなく、共創によって新たな価値が生まれるよう後押しを行っていきます。

健都で展開される取組については、市内事業者のビジネスチャンスの拡大につながる可能性があることから、庁内連携会議の活用による情報共有や担当部署との連携を密にすることで、鮮度を意識した情報発信に努めます。更に、研究機関が有する研究シーズ*や産学連携ニーズを市内事業者へ周知するなど、産学連携の取組につながる潜在的な可能性の掘り起こしを行います。

主な取組

- ◆共同研究開発への補助によるイノベーション創出の後押し
- ◆事業者と学術研究機関の連携に向けた庁内連携の促進
- ◆企業訪問での研究シーズ・産学連携ニーズの紹介

① 地元企業等共同研究開発事業補助金

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・企業間連携又は産学連携による研究開発の促進のため、本市の認定を受け、企業又は大学等との共同による研究開発事業を実施する市内企業又は企業団体を対象に、事業に要した費用の2分の1を補助。 補助上限額：500万円
現況及び見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に多くの学術・研究機関を有し、産学連携による高度な技術・研究開発が活発な本市の強みを生かした制度となっています。 ・制度周知の徹底などにより、企業間連携や産学連携を促進するとともに、吹田発の新技术やスタートアップ*誘発を目指します。
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究開発事業の新規認定件数：2件以上／年度

② 健都関係機関と市内事業者との連携促進

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者、国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所等とつながることで、新たなビジネスチャンスの可能性を創出。
現況及び見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署との情報共有に加え、研究シーズや産学連携ニーズ等について、市内事業者への周知を図るなど、産学連携の取組を推進します。
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署等と連携の上、随時、必要な情報を市内事業者へ発信。

■ 成果指標 (基本方針Ⅰ・創業促進とイノベーション創出)

指標名	指標設定の考え方	策定時の現状値	令和17年度目標値
開業率	創業や起業が促進されることで、開業率の上昇が期待できるため。	6.4% (令和3年)	上昇

資料：令和3年（2021年）経済センサス活動調査結果

有志の起業家が企画する 起業家交流会

吹田市起業家交流会は、平成23年（2011年）2月に第1回を開催し、令和7年（2025年）には開催50回を迎えました。交流会の内容は、セミナーやワークショップなど多岐にわたり、有志の起業家で構成された実行委員会が、毎回、時事やビジネスの流行を踏まえながら、趣向を凝らしたプログラムを企画しており、他市にはない特徴的な取組となっています。

参加者は創業前の方からベテラン経営者まで、また、学生から定年後の方まで、キャリアや年齢も様々です。参加者からは、「起業の夢を話すことで目標が明確になり、やる気が出た」、「これまで交流の無かった業界の方と話せて刺激になった」といった声が寄せられています。

これからも、起業を目指す方には一歩を踏み出すきっかけに、また起業家の方には事業を振り返り、新たな出会いを見つける場になるような、多様な創業者の架け橋となる会を目指すとともに、起業家等との交流を通じて次世代のアントレプレナーシップ*を育む意欲的な取組が求められます。



第50回起業家交流会



アイデアが溢れ出す実行委員会



切磋琢磨し合う実行委員のみなさん

施策1

企業誘致による産業活性化

⇒新規企業の立地と既存企業の拡張による地域産業の多様化・活性化

新規企業の立地や既存企業の拡張は、地域住民の雇用及び既存企業の受発注に係る新たな機会の創出につながることから、平成30年（2018年）に施行した吹田市企業立地促進条例に基づき、産業集積の維持及び拡大を図ります。

具体的には、国際戦略総合特区*や都市計画法に掲げる工業地域等に定められたエリアにおいて、企業が工場などの新設を行う場合は、奨励金の交付に加え、市内取引の拡大や市民雇用への補助を行うことにより、市内への誘致を促します。限られた用地を活用して事業所の拡大・新設を行おうとする市内事業者に対しても、企業訪問などによる制度周知を図り、市外への企業流出防止に努めます。

国や大阪府と歩調を合わせつつ、本市の強みである交通利便性の高い立地環境や、大学・研究機関が集積している利点を生かした取組を推進します。

主な取組

- ◆奨励金の交付や税制優遇による企業の誘致
- ◆市内取引及び市民雇用への補助による地域経済循環の促進

① 企業立地促進奨励金

概要

・市が指定する地域において、事業所の新設又は拡張を行った製造業、卸売業又は学術・開発研究機関を対象として、事業開始後に新たに課税される固定資産税の2分の1相当額の奨励金を交付。

交付対象期間：5年度間 交付上限額：年額1億円

現況
及び
見通し

・市外企業の誘致に加え、住宅都市である本市においては、限られた事業用地を活用して事業所の新設・拡張等の設備投資を行おうとする市内事業者に対する制度周知に注力し、企業の定着を図ることが重要です。

指標

・奨励金交付対象者認定件数（奨励金の交付は翌年度以降）：3件以上／年度

② 地元雇用促進補助金

概要

・市内での市民雇用機会を拡大し、地域経済の好循環実現を図るため、事業所の新設又は拡張を行った製造業、卸売業又は学術・開発研究機関が市民を一定期間以上継続雇用した場合、1人につき10万円（障がい者の場合は15万円）を交付。

交付上限額：500万円

現況
及び
見通し

・市外企業の誘致に加え、住宅都市である本市においては、限られた事業用地を活用して事業所の新設・拡張等の設備投資を行おうとする市内事業者に対する制度周知に注力し、企業の定着を図ることが重要です。

指標

・補助金交付対象事業者認定件数（補助金の交付は3年経過後）：3件以上／年度

施策 2

地元企業間の連携促進

⇒企業間の協力・相互補完による新たな価値創出の促進

神崎川流域や江坂地域などに立地する企業が集まり、地域社会の発展を目指し、環境改善やイベント開催等を行う企業市民*団体が形成されています。連携や協力が進みやすい土壌を生かして、今後も地元企業が協力し合い、相乗効果や補完作用を発揮できるリレーションシップ*づくり、市内産業のネットワークづくりを促し、利益追求のみにとらわれない新たな価値の創出を目指します。

吹田産業フェアでは、市民が、歴史ある地元企業の取組や、身近に生まれる逸品などに触れ、市内産業への愛着や誇りの醸成につながることを期待されます。

本市は、事業者と市民が共存・共栄する地域社会の形成に向けて、企業市民活動などの後押しを行っていきます。

主な取組

- ◆地域との共存共栄に向けた企業市民団体との連携
- ◆企業間の共同研究開発支援による新たな価値創出の後押し

アクションプラン

① 地元企業発注促進補助金

概要

- ・市内での企業間取引を拡大し、地域経済の好循環実現を図るため、事業所の新設又は拡張を行った事業者が、市内企業に対して一定額を超える発注をした場合、1社につき50万円を交付。
交付上限額：500万円

現況及び見通し

- ・市外企業の誘致に加え、住宅都市である本市においては、限られた事業用地を活用して事業所の新設・拡張等の設備投資を行おうとする市内事業者に対する制度周知に注力し、企業の定着を図ることが重要です。

指標

- ・補助金交付対象事業者認定件数（補助金の交付は3年経過後）：3件以上／年度

② 吹田産業フェア事業

概要

- ・地元産業と市民の関わりを深めるため、吹田産業フェア推進協議会を対象に、事業者による製品等の展示販売や各種イベント開催に要した費用の概ね2分の1を補助。

現況及び見通し

- ・事業者と市民が垣根なく交流することで、市内産業への愛着を醸成し、消費喚起を始めとした地域経済の活性化を促します。

指標

- ・出展事業所数：90事業所以上 ・来場者数：5万人以上

■ 成果指標（基本方針Ⅱ・企業間ネットワークの形成・拡大）

指標名	指標設定の考え方	策定時の現状値	令和17年度目標値
事業所の付加価値額	ネットワークの形成・拡大により新たな需要を生み出すことは、付加価値額の増加につながるため。	757,846百万円 (令和3年)	増加

資料：令和3年（2021年）経済センサス活動調査結果

江坂周辺企業が集まる協議会の取組

江坂企業協議会は、昭和 49 年（1974 年）、江坂駅南口の改札口新設を目指して企業が集まり、新設運動を起こしたことをルーツとしています。その後、昭和 53 年（1978 年）に地域社会の発展と企業間の親睦を目的として西南吹田企業協議会が結成され、以降、会員企業数の増加を重ねてきました。そして平成 6 年（1994 年）5 月に名称を「江坂企業協議会」と改め、現在に至るまで地域貢献活動を継続しています。

現在は、170 社以上の企業が集まり、「毎月 1 日はクリーンデー」としての清掃活動をはじめ、「アドプトロード ESAKA」の取組として江坂大池小学校と連携し、江坂駅周辺を花で彩る活動を行っています。また、防犯パトロールの実施、献血活動への協力、さらには「ESAKA ミュージックストリート」の開催や「江坂エスコタウンイルミネーション」への参画など、まちの魅力を高めるさまざまな活動を精力的に展開しています。

企業、地域住民、行政など多様な主体が地域社会の中で交流することは、相互の信頼関係の構築や企業価値の向上に寄与するとともに、企業が地域の一員として将来にわたり事業活動を継続していくために必要な、新たな価値や活力の創出につながるものです。



クリーンデーの江坂公園前



アドプトロード ESAKA
花で彩る活動



江坂の冬の風物詩

施策1

経営基盤の安定・強化に向けた支援

⇒事業者の持続的な事業活動を下支えする取組

外部環境の変化に影響を受けやすく、経営基盤が不安定な中小企業者や小規模企業者に対しては、大阪府と大阪信用保証協会との3者連携による制度融資を継続して実施し、円滑な資金調達を促します。制度の更なる活用促進に向けて、大阪信用保証協会、日本公庫及び市内金融機関との意見交換の場を設け、手法等について研究していきます。

後継者不足等に起因する廃業については本市においても課題であり、事業承継の促進が必要です。そのため、企業訪問でのヒアリングによる掘り起こしや当事者意識の啓発など、国が設置する専門機関である事業承継・引継ぎ支援センター*との連携を軸に、経営者の思いに寄り添いながら、堅実な支援を実施します。

災害時等においても、中核事業の継続又は早期復旧を可能とするためには、平常時の対策が必要です。「事業継続力強化計画*」の策定など、常日頃から周到な準備を行うことで顧客の信用を維持し、市場からの高い評価にもつながることから、吹田商工会議所と連携し災害対策の必要性について周知を行っていきます。

主な取組

- ◆小企業者事業資金融資（大阪府と連携した制度融資）の活用促進
- ◆事業承継・引継ぎ支援センターと連携した企業訪問及び事例の発信
- ◆事業継続力強化計画の策定推進

① 小企業者事業資金融資

概要

- ・小規模企業者の経営の安定を図るため、専任の融資相談員を配置し、低金利、無担保かつ信用保証付きの制度融資あっせんを行うとともに、当該融資に係る信用保証料や、当初12回分の約定返済に係る利子相当額を補給。
- ・信用保証料の補給上限額は2万円、利子補給金の補給上限額は約定利率を年2%として計算した額。

現況 及び 見通し

- ・手元資金が潤沢でない小規模企業者にとって、事業資金融資は事業活動維持の生命線です。そのため、身近な相談先である基礎自治体が制度融資を行うことに大きな意義があります。
- ・更なる活用促進のため、制度周知の効果的な手法について関係機関と研究していきます。

指標

- ・吹田市小企業者事業資金融資実行件数：10件以上／年度

② 中小企業セミナー

概要

- ・事業継続に向けた情報提供を行うとともに、事業者間の交流を促進するため、市内中小企業者を対象に、セミナーを開催。

現況 及び 見通し

- ・近年、動画配信サイトやオンラインツールの普及により、行政・民間を問わず、様々なセミナーが受講しやすい環境で開催されています。
- ・事業者を取り巻く環境やニーズなどを踏まえ、本市が主催する意義のあるテーマを検討し、毎年1回開催します。

指標

- ・セミナー参加者数：20人以上／年度

製品・サービス、人材、顧客など、事業者の持続的な発展は様々な財産により支えられています。人材の確保が困難になる中で、従業員の育成及び定着のためには、エンパワーメント*の向上が必要です。また、人口減少が進む中で、中長期的に労働生産性を維持し、事業を継続していくためには、事業者の規模の大小にかかわらずデジタル化への取組が急務です。

加えて、昨今主流となっている Web や SNS を活用したマーケティング戦略は、より多くの顧客に価値を訴求できる効果的な手法となっています。これらに取り組む成長志向の事業者に対して、時勢を捉えた支援を検討・実施することにより、市内中小企業者の経営力向上と成長を促します。

事業者の規模や経営状態によって活用できる制度や支援が異なることから、日頃から事業者と関わりがあり、制度活用を契機とした継続的な支援が可能な、士業等の専門家との連携手法について研究していきます。

主な取組

- ◆人材育成や定着に向けての支援
- ◆中小企業者が行うデジタル化の取組への支援
- ◆新たな市場や顧客の獲得につなげる販路開拓に対する支援

① 知的財産権取得事業補助金

概要

- ・ 新技術又は新製品の開発による企業価値及び資質の向上を図るため、特許権又は実用新案権を取得した中小企業者を対象に、取得に要した費用の2分の1を補助。
補助上限額：特許権：20万円、実用新案権：10万円

現況
及び
見通し

- ・ 市内に立地する製造業に加え大学発スタートアップ等にも活用されるなど、本市の特色ある制度となっています。
- ・ 支援機関等と連携した潜在層の掘り起こしや制度の周知等により活用を促進し、中小企業者の技術開発や知的財産権保護を支援します。

指標

- ・ 補助金交付件数：6件以上／年度

② 中小企業 WEB デザイン活用事業補助金 ※実施に向けて検討中

概要

- ・ 販路開拓のため、本市の登録を受けた市内事業者に委託して、ホームページの新規作成、改修及び自社 PR 動画の作成並びに SNS を活用したブランディングを行った市内中小企業者を対象に、委託費用の2分の1を補助。
補助上限額：ホームページ：20万円
PR 動画：15万円
SNS ブランディング：15万円

現況
及び
見通し

- ・ 新規顧客の開拓は、業種、業態を問わず、いかなる経営環境の中にあっても、事業者が経営力を高めるための取組として普遍的なものであり、ホームページや動画の作成等に対する補助は、これまでも積極的に活用されています。
- ・ 時代の変化に応じて柔軟に形を変える販路開拓の在り方や手法に注視しながら、中小企業者の経営力向上に向けた前向きな取組を支援します。

指標

- ・ 補助金交付件数：30件以上／年度

③ 中小企業デジタル化促進補助金 ※実施に向けて検討中

概要	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上や事業継続力強化を図るため、事業所においてデジタル技術の導入を行った市内中小企業者を対象に、導入に要した費用の2分の1を補助。 <p>補助上限額：20万円</p>
現況及び見通し	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクや生産年齢人口の減少など、絶えず変化する経営環境に対応しながら事業を継続するためには、デジタル化は不可欠です。 デジタル技術を活用した経営課題解決を専門家とともに支援し、中小企業者のデジタル化に対する意識向上に向けたインセンティブとなるよう取り組みます。
指標	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付件数：10件以上

④ 中小企業人材育成支援補助金

概要	<ul style="list-style-type: none"> 経営者のリスクリング*や従業員の人材育成を支援するため、研修等を受講した、又は従業員に受講させた市内中小企業者を対象に、受講に要した費用の2分の1を補助。 <p>補助上限額：5万円</p>
現況及び見通し	<ul style="list-style-type: none"> 生産年齢人口の減少や大企業が先行する大幅な賃上げ等により、中小企業における人材不足は深刻な経営課題です。 新たな人材確保が難しい中で、業種や業態に応じた高いスキルを有する従業員の育成及び人材の定着を支援し、中小企業者の持続的な発展を支援します。
指標	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付件数：10件以上／年度

■ 成果指標 (基本方針Ⅲ・中小企業者の育成)

指標	指標設定の考え方	策定時の現状値	令和17年度目標値
法人市民税(法人税割) 納税義務者数	法人税割を納めた事業者数の増加により、産業の活性化が図られるため。	5,033社 (令和5年)	増加

資料：令和6年度(2024年度)版吹田市税務統計

※法人市民税(法人税割)：法人が国に支払う法人税額を基準に市に納める税金です。国に法人税を納めている法人(黒字の法人)が納税義務者です。

企業を訪問し、効果的な施策を展開

企業訪問は、市内事業者の事業実態、経営課題及び行政施策に対するニーズ把握などを目的に実施しています。具体的には、補助制度等の情報をご紹介するとともに、経営者との面談を通じて事業の実情を聴き、前線での生の声を各種支援施策のブラッシュアップに生かしています。

訪問の際には、市の施策だけでなく、国や大阪府の情報も紹介し、必要に応じて専門機関等につなぐなど、各主体とも連携しながら支援を行っています。市職員（専任職員含む）による訪問は、信用力の担保という点で経営者からの信頼が厚く、たわいない世間話からセンシティブなものまで、相談内容は多岐にわたります。個々の事業者の強み・弱みを把握している本市だからこそ、事業者同士を結び付けた先に新たな事業展開につなげられる可能性を感じることもあり、事業者間連携のサポート等を通して、職員としてもやりがいや成長を実感しています。市内事業者が地域コミュニティの核として活躍し、ひいては全国的な企業に成長することに期待し、引き続き応援していきます。



年間約 150 件の訪問先へ

施策 1

域内消費の拡大

⇒商業店舗の成長を促進する経営支援の充実

店舗経営には様々な経営資源が必要であり、業績の向上など持続的な成長を志向する場合には、他店との差別化により強みを伸ばすことに加え、弱みとなるボトルネック*の解消が必要です。これら強みや弱みは店舗によって異なることから、店舗の実態に応じた経営相談の活用など、個店の経営力強化につながる相談体制を維持・強化していきます。また、創業後間もない店舗経営において、賃料等の固定費は大きな負担となることから、初めて出店される方を対象に、経営が軌道に乗るまでの当面の伴走支援的措置として補助制度の活用を促します。

小規模かつ少数であっても、複数の店舗がつながることで、共同でのキャンペーン実施の実現可能性が高まり、イベント等を契機とした新規顧客の来訪・消費の拡大が見込まれます。消費拡大による店舗の業績向上は事業者の士気を上げ、活気あるイベント開催は更なる消費を呼び込むといった好循環が生まれることから、まずは個店の情報を把握し、つながり創出に向けた支援策の検討を進めていきます。

主な取組

- ◆事業者等に対する経営相談
- ◆新規出店に対する支援

① 事業者等に対する経営相談

概要

- ・相談者の経営課題の洗い出しを踏まえた経営力強化ため、中小企業診断士の資格を持つ経営相談員による相談を実施。
3日/月（デジタル化支援での活用含む）

現況
及び
見通し

- ・出店希望者等に対しては、事業計画の作成相談等、創業促進と人材育成につながる支援を実施しています。
- ・現在は、出店希望者や商店街を中心に相談が寄せられていますが、今後は事業承継を控えている層など、多様な層の活用を推進します。

指標

- ・相談者の数：延べ 80 人以上/年度

② 創業支援型事業所賃借料補助金

概要

- ・新規創業の促進と創業者の事業継続支援のため、本市の認定を受けた創業計画を実施する者を対象に、市内において新たに開設する事業所や店舗に係る月額賃借料の2分の1を補助。
補助対象期間：12 か月間
補助上限額：月額5万円

現況
及び
見通し

- ・補助対象者に対して、12 か月間の補助対象期間終了後も、継続的な状況把握と事業継続支援を実施しています。
- ・吹田商工会議所と連携の上、新規創業者の発掘及び補助対象者の事業継続に対するフォローを継続します。

指標

- ・創業計画の新規認定件数：4 件/年度

③ 市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業

概要

- ・市内で本格的な飲食業の出店希望者に、市役所未利用スペースを約1年間貸与し、試行的な出店機会を提供する制度。対象者は毎年度1者で、賃借料及び光熱水費の一部を出店者が負担し、期間内に定期的な経営相談を実施。

現況
及び
見通し

- ・飲食業への出店希望者が一定数存在する中で、現状は周知不足等により申込者数は限定的となっています。
- ・制度の認知度向上に努めることで出店希望者の掘り起こしにつなげ、同制度を通じた市内商業地や商店街への円滑な移行を図り、商業活性化につなげます。

指標

- ・出店者が新規出店した件数：1 件/年度

商店街等は、地域住民や来街者にとって身近な買い物場であると同時に、多世代交流や地域コミュニティを支える役割も有しています。近年は、消費者行動・ニーズの変化への対応など、商店街等を取り巻く環境は絶えず変化しており、施設・設備などの老朽化も踏まえると、地域により抱える課題は様々です。

そのため、運営に携わる事業者全てが課題を共有し、地域性を踏まえた目指すべき将来像を明確にした上で、一丸となって改革に取り組まなければなりません。将来像の検討にあたっては、大学やNPO団体等の多様な主体からのアイデアを取り入れることに加え、必要に応じて専門家からのアドバイスを受けながら、コンセプトを明確にする必要があります。

明確な将来像を掲げることで、一貫したコンセプトで施設や設備等のハード整備が可能となり、コンセプトを意識した訴求力の高いイベント等の取組により来街者などへのPR効果も期待できることから、意欲的な団体等に対して積極的に支援を行っていきます。

主な取組

- ◆商店街等の運営改善等に対する専門家（コンサルタント）による支援
- ◆商店街等が行う共同施設整備などに対する支援
- ◆商店街等が行う他団体と連携したイベントなどに対する支援

① 商店街等の運営改善や施設整備等に関する専門家の派遣

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等が運営改善や施設整備を検討する際に、吹田商工会議所を通じて専門家を派遣し、課題解決を支援。 補助額：1回につき5万円以内 派遣回数：24回以内 補助上限額：年額120万円 ※派遣する商工会議所への補助
<p>現況 及び 見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状において、商店街等からの相談件数は一定数あり、運営改善等に対する支援ニーズが存在しています。 ・相談数の増加に応じて派遣体制を柔軟に調整し、専門家派遣を通じて商店街等の基盤強化を図ります。
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント派遣件数：2件以上／年度

② 商店街等の設備等の補修への補助

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等にあるアーケードなどの商業共同施設の設置や補修等の実施に要した費用の一部を助成。 補助率 15%～30% 補助上限額：500万円
<p>現況 及び 見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、商店街等の施設の老朽化が進み、補助金交付件数は増加傾向にあります。 ・今後も施設更新需要が一定見込まれることから、計画的な改修に対する制度の積極的な活用を促していきます。
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付件数：2件以上／年度

③ 商店街等のイベントなどへの補助

概要	<ul style="list-style-type: none"> 商店街等への集客率及び認知度向上等に繋げるイベントを運営する市内商業団体、大学、NPO等との連合組織を対象に、事業の実施に要した費用の4分の3を補助。 補助上限額：200万円
現況及び見通し	<ul style="list-style-type: none"> 補助金活用件数は比較的安定しており、定例的なものに加え、大学などと連携した商店街の将来像を意識した取組など、新たな動きが生まれてきています。 実施事業を通じた来街者の増加や他店への回遊性の向上により、売上拡大や新規顧客層等の取り込みにつながることから、継続的ににぎわい創出と商店街の組織力強化を図ります。
指標	<ul style="list-style-type: none"> 商店街等への補助金交付件数：7件以上／年度

④ 商店街等の空き店舗改修などへの補助

概要	<ul style="list-style-type: none"> 商店街等の空き店舗を活用した新たな出店やチャレンジショップに対し、改装工事や広告宣伝に要した費用の2分の1を補助。 補助上限額：併せて300万円
現況及び見通し	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗の増加に伴い商店街の魅力低下が課題となっています。本制度を活用した店舗と商店街のコンセプトが合致することにより、商店街の活性化の事例が生まれています。 今後も商店街等の空き店舗の活用を促進し、個々の店舗ひいては商店街全体の再生につなげていくことが期待されます。
指標	<ul style="list-style-type: none"> 商店街等への新たな出店件数：2件以上／年度

■ 成果指標（基本方針Ⅳ・商業地の活性化）

指標	指標設定の考え方	策定時の現状値	令和17年度目標値
商店街等が実施するイベントなどに対して、市民が満足している割合	消費者である市民の満足度向上は、消費拡大の好循環につながるため。	—※	上昇

※令和8年度（2026年度）市民意識調査により現状値を把握予定

コラム 4

商店街×大学生 新たな賑わい創出へ

商店街は地域コミュニティとしての役割を担っており、地域住民との交流や活性化イベントなど様々な取組が行われています。各商店街は、継続した事業活動のための新たなアイデアの創出や担い手不足の解消に向け、吹田市内の大学と連携した取組を行っています。

旭通商店街では、大学生による商店街の活性化に資するコンテストや商店街の装飾づくりのワークショップなど、魅力的な取組が生まれています。大学生は、これまでボランティアとしての参加など、イベントには欠かせない存在です。学生の卒業とともにつながりや関係性が希薄になることが課題となっていました。

そのため、商店街と大学が協力し、商店街には次世代の視点による新たな賑わいの息吹を、学生には企画段階からプランナーとして参画することによる社会参加の経験をもたらすよう、両者がWin-Winになる仕組みとして、ゼミやサークルなど組織内で引き継がれています。

今後も多様な主体の協力を得ながら、目指す将来像に向けたチャレンジングな取組が期待されます。



今夜は、アジア日和でほろ酔い気分



商店街×大学生イベント
「吹田ジャズゴスペルライブ」



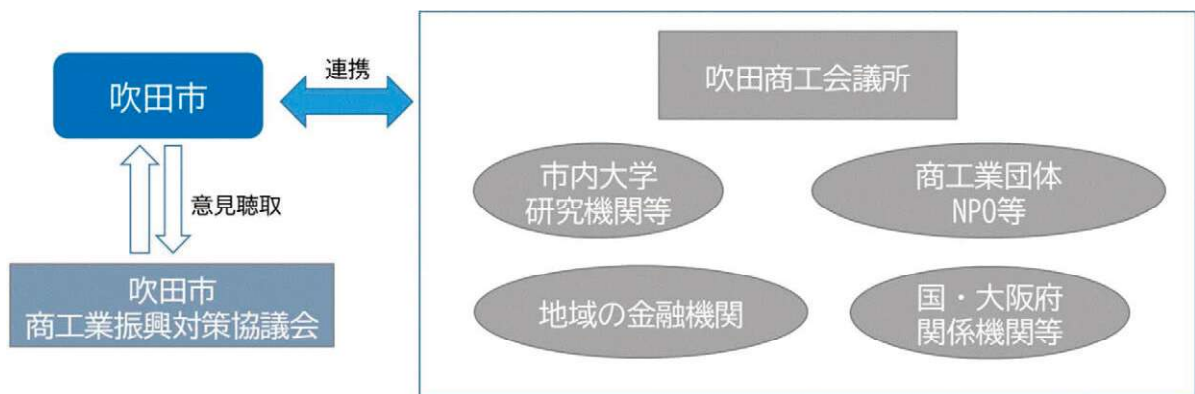
家族みんなでハロウィンであるこっ！

第6章 ビジョンの実現に向けて

1 ビジョンの推進体制等

(1) 推進体制

行政機関はもちろんのこと、吹田商工会議所をはじめとする経済団体や各種支援機関等との連携強化に努めるとともに、各主体が役割を果たし、それぞれの強みを生かした相互補完を行うことで、ビジョンの実現に向けた取組を進めます。



(2) 各主体の役割

ア 吹田市

市民や事業者身近な基礎自治体として、支援を必要とする事業者に寄り添いながら施策や事業を実施するとともに、商工会議所や関係機関と連携し、国・大阪府とも協力に努めることで、地域経済振興施策を効果的に推進します。

イ 吹田商工会議所

事業者にもっとも近い支援機関として、中小企業への経営支援や地域振興活動を展開します。市が担えない分野で専門性を発揮するとともに、学び合いや交流の機会を提供することで、地域経済全体の活性化に貢献します。

ウ 国・大阪府

国は社会動向や市況等を踏まえたルールづくり、財政支援、全国規模の支援機関設置など大局的な経済政策を行います。

大阪府は広域自治体として、一定の地域特性や経済動向等を踏まえた支援や国との調整を図ります。

エ その他の関係機関

地域の多様な関係機関が、人材・ノウハウ・資金など固有の強みを生かし、一体となって地域経済の発展に取り組みます。

2 制度の活用促進

リアルタイムで情報が更新されていく現在において、事業者自身が、膨大な情報の中から有益な情報を取捨選択することは容易ではありません。事業者が真に必要な情報を入手できるよう、本市は、国・大阪府等の各種支援制度等も含め情報を整理し、SNS や広報誌等あらゆる媒体を活用し、相手への伝わりやすさを意識した効果的な情報発信に努めていきます。

加えて、企業や商店街等への訪問の際に把握した個々の課題に対して必要な支援策を紹介し、制度活用に至った場合は、その後のフォローアップも含め活用事例を各種媒体で発信することで、事業者に実用シーンを具体的にイメージしていただくなど、潜在層に対しても訴求し、更なる活用促進を図っていきます。

3 進捗管理

進捗管理にあたっては、学識経験者、経済団体の代表者や公募市民等で構成する吹田市商工業振興対策協議会において、毎年度の取組状況を報告するとともに、聴取した意見を踏まえ、必要に応じて次年度以降の運用に反映していきます。また、4つの方針ごとに定量的な指標を設定し、達成状況の把握を行います。

4 中間見直し

計画期間の中間年度である令和12年度（2030年度）には、吹田市商工振興ビジョン2035策定後の社会経済情勢や商工業の実態など、本市の動向等を踏まえ、中間見直しとして必要に応じた追補及び時点修正等を行うこととします。

1 吹田市産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興に関する基本理念及び施策の方針を定め、市、事業者、経済団体等及び市民の役割を明らかにすることにより、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 特定連鎖化事業 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第11条に規定する特定連鎖化事業(サービス業に属する事業を含む。)をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。
- (5) 経済団体等 商工会議所、農業協同組合その他の市内における産業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会をいう。
- (6) 大型店 店舗面積の合計が500平方メートル以上である建物をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、市が市民、事業者及び経済団体等との協働の下に産業の振興のための施策(以下「産業施策」という。)を行うことにより推進されなければならない。

- 2 産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。
- 3 産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進されなければならない。

(産業施策の方針)

第4条 産業施策は、次に掲げる方針に基づき推進されなければならない。

- (1) 創業の支援及び事業者の定着の促進を図ること。
- (2) 地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致を図ること。
- (3) 日常生活を支える地域密着型商業の展開及び商業地の整備を支援することにより、地域の商業の魅力の向上を図ること。
- (4) 環境と調和のとれた都市型工業の推進を図ること。
- (5) 消費地に近い特性を生かすとともに、農地の持つ多面的な機能を活用した都市にふさわしい農業の振興を図ること。

- (6) 観光資源を活用するとともに、市の魅力を市の内外に発信することにより、観光事業の推進を図ること。
- (7) 人の交流の促進並びに情報の発信、収集及び共有の機能の強化を図ること。
- (8) 産業を担う人材の育成を図ること。
- (9) 地域からの雇用の促進及び継続に対する支援を図ること。
- (10) 市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。
- (11) 小規模企業者の経営の状況に応じた支援を図ること。

(市の役割)

第5条 市は、基本理念に基づき、必要な調査を行い、産業施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、産業施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、産業施策の推進に当たり、国、大阪府その他の地方公共団体及び大学その他の教育機関との連携及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 市内の事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の向上に努めるとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 市内の商店街又は小売市場において事業を営む者（特定連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）を含む。）は、商店会（当該商店街又は小売市場において事業を営む者の組織する経済団体等をいう。以下同じ。）へ加入するよう努めるとともに、商店会が商店街又は小売市場の活性化を図るための事業を行うときは、応分の負担を行う等により当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 3 市内において大型店を運営する者は、経済団体等に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。
- 4 市内の大企業者は、中小企業者との共存共栄を図るとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。
- 5 市内に加盟者を有する特定連鎖化事業を行う者は、当該加盟者に対して第2項の規定を遵守するよう指導するとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。

(経済団体等の役割)

第7条 経済団体等は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、産業の振興が調和のとれた地域社会の発展に寄与することについて理解を深めるとともに、産業の振興に協力するよう努めるものとする。

(会議の開催等)

第9条 市長は、産業施策を推進するため必要な会議を開催するものとする。

2 市長は、産業施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

2 ビジョンの策定経過

(1) 吹田市商工振興ビジョン策定専門部会

回	開催日時	案件
1	令和6年(2024年) 8月30日(金)	(1) 吹田市商工振興ビジョン策定専門部会の設置目的及び活動スケジュールについて (2) 吹田市商工振興ビジョン2025の概要について (3) 吹田市商工振興ビジョン2025の評価検証について (4) 新たな商工振興ビジョンの策定に向けた市内事業者の実態調査について
2	令和6年(2024年) 10月28日(月)	(1) 吹田市商工振興ビジョン策定に向けた現状整理について (2) 令和6年度吹田市商工業実態調査の調査結果の概要(速報)について
3	令和7年(2025年) 2月23日(金)	(1) 吹田市商工振興ビジョン策定に向けた現状整理(その2)について ア「吹田市の商工業の現状」(追加分) イ「国・大阪府における商工業振興施策の動向」 (2) 令和6年度吹田市商工業実態調査の調査結果について (3) 他市計画における商工業振興施策の事例について
4	令和7年(2025年) 5月23日(金)	(1) 「(仮称)吹田市商工振興ビジョン2035」策定に向けたスケジュールの確認について (2) 現行ビジョンの評価検証を踏まえた施策の方向性について (3) 次期ビジョンの基本方針・施策の概要について
5	令和7年(2025年) 7月28日(月)	(1) 「(仮称)吹田市商工振興ビジョン2035」骨子(案)について (2) 新規・拡充・廃止を検討している取組(案)について
6	令和7年(2025年) 9月29日(月)	(1) 「(仮称)吹田市商工振興ビジョン2035」第5章素案について (2) 「(仮称)吹田市商工振興ビジョン2035」第6章素案について
7	令和7年(2025年) 11月17日(月)	「(仮称)吹田市商工振興ビジョン2035」素案について
8	令和8年(2026年) 2月16日(月)	(1) パブリックコメントの結果及び対応について (2) 「吹田市商工振興ビジョン2035」(案)について

(2) 吹田市商工振興ビジョン2035に対する意見提出手続(パブリックコメント)

意見提出期間：令和7年(2025年)12月10日～令和8年(2026年)1月14日

意見提出件数：1件(1通)

3 吹田市商工振興ビジョン策定専門部会委員名簿

順不同

氏名	所属・役職等	規定上の区分等
太田 一樹	大阪商業大学総合経営学部経営学科 教授	吹田市商工業振興対策協議会 委員 (会長)
森山 忠明	中小企業診断士 ITコーディネーター	吹田市商工業振興対策協議会 委員
山口 淳	吹田商工会議所 専務理事	吹田市商工業振興対策協議会 委員
西田 宗尚	吹田市錦通商店街協同組合 代表理事	吹田市商工業振興対策協議会 委員
布施 健一	吹田商工協同組合 理事	吹田市商工業振興対策協議会 委員
松下 公則	公募委員	吹田市商工業振興対策協議会 委員
山下 紗矢佳	武庫川女子大学 経営学部経営学科 准教授	特別委員 (副会長)
立石 千香	たていし労務経営サポートオフィス 代表	特別委員
黒木 啓良*	経済産業省 近畿経済産業局 地域経済部 地域連携推進課 課長	特別委員
岡田 賢晃*	経済産業省 近畿経済産業局 地域経済部 地域連携推進課 課長	特別委員
樋上 大介	吹田商工会議所 青年部 副会長	特別委員

※所属・役職等は選任時点。

※岡田委員は、黒木委員の後任として令和7年（2025年）5月23日付で就任。

【あ行】

- IoT
様々なものがインターネットに接続され、相互に情報交換する仕組み。
- アントレプレナーシップ
新しいビジネスやプロジェクトを立ち上げ、運営する能力やリスクに立ち向かう精神のこと。
- イノベーション
技術革新。従来の仕組みを革新し、新たな価値を創造する変革。
- インバウンド需要
訪日外国人旅行者による、商品やサービスへの需要のこと。
- ウェルビーイング
心身ともに良好で、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
- エンパワーメント
従業員に権限を与え、自律的な判断・行動を促し、能力を最大限に引き出すマネジメント手法。

【か行】

- 開業率
「〔1〕新設事業所を年平均にならした数」の「〔2〕期首において既に存在していた事業所」に対する割合であり、〔1〕／〔2〕で求める。
- 北大阪健康医療都市
吹田市・摂津市両市にまたがる、「健康・医療」をコンセプトとしたまちづくりを行うエリア
- 企業市民
企業が社会の一員として、利益追求だけでなく社会的責任を果たすべき存在であるという考え方。
- 経済センサス
事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするため総務省が実施する統計調査。
- 研究シーズ
大学や研究機関が持つ、事業化や商品化につながる可能性のある研究成果や技術。
- 顕在層
明確なニーズを持ち、すでに情報収集や比較検討を行っている層。

- **国際戦略総合特区**

国の経済成長を実現するため、規制緩和や税制優遇等の支援措置を総合的に実施する地域。

- **国立循環器病研究センター**

循環器病を専門に世界最先端の治療と研究を行っている厚生労働省所管の独立行政法人。

- **国立健康・栄養研究所**

国民の健康の保持及び増進に関する調査、研究、国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行う厚生労働省所管の独立行政法人。

【さ行】

- **シームレス**

途切れなくスムーズにつながっている状態。

- **事業承継**

経営者が会社の経営権や資産を後継者（親族、従業員、第三者など）に引き継ぐこと。

- **事業承継・引継ぎ支援センター**

中小企業の円滑な事業承継や第三者への事業引継ぎを支援する国の公的相談窓口。

- **事業継続力強化計画**

自然災害の発生や感染症の拡大等の緊急事態に際して、事業を継続するために予め策定しておく計画のこと。国から認定を受けることで、補助金加点や税制措置などを受けることができ、認定マークにより事業継続に取り組む企業であることをアピールできる。中小企業のための取り組みやすいBCPと位置づけられる。

- **商工業実態調査**

令和6年に吹田市が実施した、今後の商工振興施策を検討するための基礎資料とすることを目的とした調査。

- **創業支援等事業計画**

産業競争力強化法に基づく、市区町村が商工会議所などの創業支援事業者と連携し、地域の創業者を支援する取り組みを定めた計画。

- **すいた経営革新支援センター（SaBiC）**

「新しいビジネスを始めたい」「今の事業をさらに大きくしたい」など、起業を志す人や新しい取り組みをしようとする事業者を支援するワンストップ相談窓口のこと。SaBiC（サビック）は、すいた経営革新支援センターの英語名「Startup and Business Innovation support Center」の頭文字をとった略称。

- **スタートアップ**

革新的な技術やビジネスモデルで急成長を目指す新興企業。

- 生成 AI

データから新しいコンテンツを自動的に生成する人工知能の一種。

- 潜在層

現時点では顕在化していないが、適切なアプローチにより顧客や利用者になる可能性がある層。

- 総合計画

進むべき大きな方向性を見失うことなく市民や職員が共有できる、市政運営上の基本的な指針となる計画。

【た行】

- ターゲット・セグメンテーション

市場（顧客）を年齢・性別・地域・価値観などで細かく分類（セグメンテーション）し、その中から自社の製品・サービスに最も合う有望な顧客層（ターゲット）を選び出すマーケティング手法。

- 地域経済分析システム（RESAS）

地域経済に関する官民のビッグデータを地図上やグラフで可視化したシステムのこと。

- 超高齢社会

総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が 21%を超えた社会。

- デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

【な行】

- 年齢階級別純移動数

5 歳階級毎に、その階級の人口を 5 年後の人口から差し引いて得られる純移動数のこと。

【は行】

- 廃業率

「〔1〕 廃業事業所を年平均にならした数」の「〔2〕 期首において既に存在していた事業所」に対する割合であり、〔1〕 / 〔2〕 で求める。

- 働き方改革

働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革。

- 付加価値額

企業の生産活動によって新たに生み出された価値のこと。

- **ボトルネック**

業務の一連の流れの中で、業務の停滞や生産性の低下を招いている工程・箇所のこと。

【ま行】

- **無関心層**

関心や興味を持っていない層。

【ら行】

- **リスキリング**

ビジネス環境の変化（特に DX など）に対応するため、新しい仕事や役割に必要な知識・スキルを学び直すことで、英語の「re-skilling」が語源。

- **リレーションシップ**

人と人、あるいは企業と企業の間、信頼、理解、相互のメリットによって築かれる関係性のこと。

- **労働生産性**

従業者1人当たり、または労働時間当たりが生み出す付加価値額や生産額のこと。

吹田市商工振興ビジョン 2035

令和8年（2026年）3月

発行：吹田市 都市魅力部 地域経済振興室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話：06-6384-1231（代表） FAX：06-6384-1292

この冊子は、500部作成し、一部あたりの単価は1,000円です。

